

平成24年12月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年12月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成24年12月11日 午前9時3分宣告（第5日）

応召議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起  
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司  
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗  
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出席議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起  
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司  
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗  
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教育次長	岩本 敏彦
副町長	西森 勝仁	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
滞納整理課長	岡本 直美	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 泰富

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成24年12月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成24年12月11日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告  
総務文教常任委員会  
産業厚生常任委員会



議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。  
日程第1、一般質問を行います。  
昨日に引き続き、一般質問を行います。  
2番片岡勝一君の発言を許します。

2番（片岡勝一君）

おはようございます。2番議員片岡勝一です。よろしくお願いたします。

少し、この1番の大田川の町有地について質問する前に、ちょっと少し、自分のことで恥ずかしいこととは思いますが、申し上げます。

この倉谷については、私のおばも、3人が高等女学校というときに、3人のおばが通ったそうです。それを、いつも聞いておりました。そして姉も、その当時、高等女学校で、いつの間にか、在学中に佐川高校となったと言っております。それから私も、その後通学路に使っておりましたが、まじめにやりませんもんで、朝は、わさをかけて、それで学校から帰りには、わさを見て楽しんで帰って、そういう遊びながらの学校へ行った覚えがございますが、そんなようなことでございますので、私の質問通告書も、実は、倉谷と書いてありますが、暗い、怖い、生い茂った谷だと思っておりましたところが、横山課長が、そうじゃないと、ちゃんと質問、この受理番号5番片岡勝一、倉谷は、倉庫の倉、というふうな字に変えていただいております。恥ずかしいことですが、ありがとうございます。

それで、本文に入りますが、大田川の町有について質問いたしますが、県道下山越知298号線、庄田から通称倉谷と呼ばれるところで、大田川を通る町道で大田川平野線と言います。長い橋を渡りまして、県道柳瀬越知線300号線と平野で合流するその中間点ですが、ここの倉谷は、昔は、先ほど言ったように、道が狭く、木が生い茂り、道は曲がりくねって昼間でも薄暗いようなところで、そのように思っておりましたが、今でこそ、道は拡張され交通の便もよくなっているところでウォーキング、そしてマラソンコースにも利用されているところではあります。

その町道の間地点より東 100 メートルのところに、一斉清掃時に佐川町指定の土砂の埋立地となっております。それは、聞くところによると、昭和 49 年から平成 11 年まで 25 年間と聞きましたが、その後覆土して 15 年間そのままとなっております。

今では、雑草が生えて、進入路も荒れております。当時、町が定期的に水質検査をして、大田川集落に報告するとか、契約のようなものがあつたと聞いてはおりますが、15 年間経過しているが、まだ報告がないと聞いております。

その後の経過とその土地の利活用についてお聞きしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

町民課長（横山覚君）

おはようございます。片岡議員の御質問にお答えをいたします。議員の御質問の町指定の埋立地につきましては、黒岩地区にございます大字太田川字倉谷にございます佐川町廃棄物埋立処理場でございます。

この埋立処理場につきましては、土砂などを初め、不燃物などの廃棄物の埋立処理に利用するため、町により設けられたものでございます。

議員からは、この埋立処理場のその後の利用計画についてのお話でございますが、この埋立処理場につきましては、議員もおっしゃいましたように、昭和 49 年に供用開始をいたしまして、長年の埋立て利用によりまして、処理場が満杯状態になりましたことから、現在は、利用休止の取り扱いとしておりますけれども、現段階におきましては、特段、この埋立処理場についての将来的な土地利用計画につきましては、立てられていないところでございます。

また、水質調査のお話もございました。水質調査のお約束とか、そういうものにつきましては、関係文書見ましたけれども、残っておりませぬ、また引き継ぎもございませぬが、その水質につきましては、平成 8 年度から 16 年度までの間、毎年ではございませぬけれども、調査を行っております、最終調査となっております平成 16 年度の地下水調査では、調査の結果、いずれの項目も地下水環境基準を満足しており、処分場からの環境影響は、地下水質にはあらわれていなかったという調査結果が出ておりますので、この平成 16 年度を最後にです、現在まで、この 24 年まで水質調査は行われていないところでございます。以上であります。

2 番（片岡勝一君）

その後の調査は行われてないと。そのときの平成8年から16年の間の調査、それからその間に何も無い、それから16年から24年までは行われてないということではございますが、このまま置きますと、やぶにもなりかねませんので、ときには手入れというか、何か手当てをしていただきたいと思いますと思いますが、その点、どうでしょうか。

町民課長（横山覚君）

今のところ、草が生い茂って表面を覆っているというふうな状態なんですけど、確かに、草を刈ったりの管理等はできておりません。ですから、町の公有地としての管理を進める検討はしたいと思いません。

2 番（片岡勝一君）

それでは、集落の人たちも、そうさしあたって、こうしてもらいたいというものでもありませんので、ときどきは水質検査なり、草刈りなり、また、維持管理のほうよろしくお願いいたします。

2 問目ですが、上町の歴史あるまちづくりについて、由緒ある建物など、上町に集めて歴史的まちづくりの予定でありますけど、時代に応じまして移転することも必要なことであり、上町は移転することに賛成しております。浜口邸の改修、佐川文庫庫舎、牧野生家の再生と順次進んでおります。8月には、名教館も移転するようにも聞いております。

こうして予定するものが完成するとなると、資金も必要ですが、よい町並みができることを期待しておりますし、偉人たちの家が、そして遺品が、近くに集まると、生きている者の勝手な言い方かも知れませんが、先人たちが安住の地ができたことと喜ぶかもしれません。

このようにすることで、文教のまち佐川町としてより充実した町へと発展し、産業振興にもつながっていくことと思います。しかしながら、大勢の人に見学に来てもらいたいと思っても、大型バスの駐車場もない、たくさんの方が利用できるトイレもないでは、いけません。このような施設は、絶対に必要だと思います。

町長は、先に話していたように、佐川町甲の材木店跡地を1,000坪、約3,300平方メートルとなりますから、ある土地を地主が貸してもよいとか聞いたと言っておりましたが、その後どのようなになっているか、駐車場やトイレの件、そして歴史的まちづくりの反省は

いつになるか、この点についての質問でございます。答弁願います。  
町長（榎並谷哲夫君）

片岡議員さんの御質問にお答えいたします。先ほど、これは上町と、私たち承知しておりますので、そういうふうに御理解願いたいと思います。

上町の、いわゆる古い町並みの再生につきましては、これは、今回に限ったことではなくて、既に佐川町では、従来から古い町並みを残そうということで、町並み保存をずっと計画してやってきております。

ただ今回、上町に、先ほどお話のありました牧野、そして名教館、牧野家の再生、このことにつきましては、御案内のように、国の歴まち法に基づく認証を受けました後、国、県、そうしたところからの補助をもって再生しようということで、ひとつは、もう、旧の青山文庫につきましては移転が済んでおりまして、牧野は、ことし24年度中、そして浜口邸も前昨年買収いたしまして、ことし再生するというようになっております。名教館は、来年度お願いをするということになっておるわけでございます。

ただ、その間に、この上町の再生、古い歴史あるまちづくりを進めていく上で、ネックは、駐車場ということになっておるのです。これはもうこの議場でもずいぶんと議論をいただきまして、あの上町へいくら金を入れても、大型バスも入らんじゃないかという議論もございました。

ただ、あの地域でございますから、御案内のように駐車場の予定地というのは、今まで全くないので、これは意識から捨てたわけじゃないですけども、なかなかやっぱり困難であるということで、例えば、どんどんお客が増えたときには、どこかシャトルバスとか、そういうことも検討するというところでございました。

その間に、今お話のあったような地域、これは大変、この地域にとっては寂しいことですけども、ある企業さんが廃業したということもございまして、これの買収方あるいはその隣にあります旧の秋沢医院という土地が、医師の邸宅ちゅうか住宅がございました。敷地が。それは結構広い敷地でございますけども、これの利活用も、ということで、地主さんから、そういう示唆を受けてきております。

ただ、なかなか、その、いろいろ検討しておりますけども、いま

だ確定的にそこを買収するというに、私のほうも至ってございませんけども、何とかそういうような形で駐車場を含め、その全体の、あの一体の歴史的なまちづくりが寄与できないかというようなことは、一応、ぜひ検討していききたいなというふうに考えております。

ほんとに、駐車場の確保については、これ非常に必要なことでもありますし、ただまあ地理的には非常に厳しいかなあというふうな思いもありながら、現在まで進んできております。ぜひ、議員の皆さんにもいろいろお知恵も、また御指導もいただきたいなあというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 2 番（片岡勝一君）

一応、この歴史的まちづくりということは、かなり進んでおりますので、どうしても、この私が言いましたことも、少し遅れているようにも思いますので、何とか、両立させて、うまくかみ合わせて、完成を1日でも早くやっていただきたいと、私はそんなふうに思っておりますが、また、よろしく願いいたします。

3 問目の質問ですが、町役場最上階の時計塔について、と書いておりますが、私の仕事の関係では、最上階に立っているものは、自分たちでは塔やと言っておりますが、その壁についている時計について質問したいと思います。

この質問は、もうこの前にお話して済んだと、おかしいと思われる向きもあろうかと思いますが、数年前からお聞きしたいと考えていた案件でございますので、質問をいたします。

私の在籍しております保護司会、この会合を開きたいということで、町役場へ言いましたが、つかえちゅうきいかんと。それから、かわせみも、どうも具合が悪いぞねとこういうことになりまして、商工会のあちらの2階をお借りして会合を開いたことがあります。町外の保護司が「あの時計は合うてないぜよ、おかしいぜよ」と指摘がありました。

そのうちに修理するだろうと言っておりましたが、この件はそのままにしておきました。この時点で質問が遅れて少し残念に思いますが、町長の説明では、修理代が1,000万円もかかると言われますが、今の時代、必要ないんじゃないかという話もあり、結論は出てなかったと覚えておりますが、その後の対応はどのように考えるか。

また、柳瀬橋の真ん中にあります時計も、北向きは故障中、南向きも、見ると、脚立を立てて、二人がかりで合わせているのを見か

けたことがありましたが、この2つの時計をどうするかという解決を、早急にこれも行うべきと考えますが、町長または関係者の意見をお願いいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。私もこの時計の止まっている姿というのは、非常に、何かわびしい、何か貧しい、そんな感じがずーっとしておりまして、この庁舎の時計もさることながら、今お話のありましたあの柳瀬橋の橋、これは子どもたちが通学路に随分使っておりますので、あの時計が狂った、故障しているというのは、どうもやっぱり見るにたえなくて、たびたび私も気にしながら、柳瀬橋の時計については何度か修繕、合わせてやっておりましたけども、今まだ根本的に解決できてないというな状況で、今、故障中という指示をさせていただいております。

そんな中で、実は、時計の修繕というのは、私は簡単にできるかなあというに思っておりまして、担当の皆さんにお願いして、ちょっと検討してみてという話をしておりますと、実は、この上の時計の修繕も1,000万かかると。今、話、ちょっと1,400万くらいかかるということで、果たして、その、今、それだけのことで、今、時計が本当に必要か、というようなちょっと基本的なことを検討させていただいて、次の、前へ進めていきたいなあというふうに思っております。

ただ、柳瀬橋の時計については、これはのけるとかのけんとかじゃなくて、これはやっぱりきちっと、早く修繕をして、きちっとやっぱり、子供たちに、やっぱり正確な時計を、せっかくあそこにあるわけですから、毎日通って見るわけですから、これはぜひとも修繕をしてでもやっていきたい。

ただ、この役場の庁舎については、よそから見て時計が止まっちゃう、ほんとに見苦しい話です。だけど、これが、今、いろいろの意見をいただいております。時計の、象徴ですから、要るということ。あるいは、今もうみんな携帯を持って、時間はもう瞬時にどこでもわかると、ほんとに要るか、というそんな議論もありますから、これをきちっと精査をして前に進めたいと思っておりますので、ひとつ御理解願いたいと思います。

2番（片岡勝一君）

子供たちにも見てもらって、止まっている時計は見苦しいと。そ

れは私なんかもそのとおりだと思いますし、きちっと直さないかんということもわかりますが、しかし、自分くの、家の時計でも電池が止まっているのを忘れてずーっと置いて、そのうち、そのうちと言いながら、置いております。私もこういうことはよくないと思いますので、ぜひ、早く直して、直すなり撤去するなりしていただきたいと思います。

私は、大体、たったこれぐらいのことではございますが、3点を言わしていただきました。これで、私の質問は終わります。

議長（永田耕朗君）

以上で、2番片岡勝一君の一般質問を終わります。

引き続き、5番坂本貞雄君の発言を許します。

5番（坂本貞雄君）

おはようございます。5番議員日本共産党の坂本貞雄です。通告に従いまして、4点ほど質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

質問に入る前に、少し私見を述べさせていただきたいと思います。といいますのは、本日11日が、あの東日本大震災が発生しまして、ちょうど1年9カ月となるこの日でございます。そういうことで、少し述べさせていただきたい、いうに考えておるところです。

あの東日本大震災は、死者、行方不明者、約1万8,800人。全半壊家屋約38万8,000棟。これに加えまして、原発破壊によります放射能汚染という未曾有の大災害をもたらせております。1年9カ月を経ました今でも、32万7,000人もの方が避難生活を余儀なくされ、原発事故は終息のめどさえ立っておりません。

避難生活を強いられております人たちには、家の再建、生活の再建が何より急がれることでございますが、政府の対応は、遅々として進んでいないのが現状のようでございます。

福島県大熊町では、町の人口の96%が帰還困難区域とされ、5年以上も家に帰れないとの報道がございました。その人たちにも消費税増税が追い打ちをかけようとしております。そんな中、この16日には、衆議院の総選挙が実施をされます。あの震災を風化させることなく被災者の苦しみに寄り添うのは誰か、被災者はどんな選択をするか、大きく注視をしたいと考えておるところでございます。私見は以上でございます。質問に入らせていただきます。

まず、第1点としまして、地方交付税延期の本町への影響はある

か、いうことをごさいます。公債発行特例法案の成立が遅れているため、地方交付税が延期され、全国で 35 道府県、本県でも、緊急資金調達が迫られていると報じられました。借り入れの利子負担が、全国で 4,300 万円。本県でも 40 万円とあります。このようなことは、やはり本町におきましても影響が出るのではないかと懸念をされるわけですが、本町への影響はいかがでございましょうか。お聞かせをいただきたいと思ひます。

会計管理者（西森恵子君）

おはようございませす。5 番坂本議員の御質問にお答え申し上げます。テレビ、新聞等で報道があつたような地方交付税延期による借り入れの利子負担につきましては、皆様、御存じのとおり 11 月 16 日特例公債法案が成立して、当町では、11 月 19 日、地方交付税 6 億 2,400 万円余りが交付されました。

よつて、一時借り入れや基金の繰り替え運用をすることなく本町への影響はありませんでした。坂本議員を初め、皆様に大変御心配をおかけいたしました。ありがとうございます。

5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございます。11 月 16 日に、この公債発行特例法案が成立をしたということで、早速、交付金がこちらのほうに支給されて影響がなかつたということで、大変よかつたなというようにも考えるわけございませす。

そして、ちょっと考えてみますと、この法案一つが延期をされたり、通らなかつたりしますと、それが直、地方自治体のほうに影響があるということを考えなければならぬということございませす。これは、やはり国政と町政というものが、直結しておるんじゃないかなというようにも考えるわけございませす。

そこのあたりの認識を、町長としてはどのようにお考えか、お聞かせをいただけたらと思ひませす。

町長（榎並谷哲夫君）

坂本議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。いつもながら、国政を通じて大変見識の高い御意見を、いつも披露されておりまして、感心をいたしております。

そんな中で、今回、選挙もございませす。ただ、その交付税、これ直結する以上に、これは私たちの、どう言うか、胎児のへその緒と一緒にございませす。国から栄養素がこない限りは、私たち、もう

生きていけんという状況、これはもう必然的に、もうつながりとかあるとかなしに、もうそういう仕組みがもうでき上がっているというに私は信じておりました、だから、本来なら、地方分権とかいろいろ議論をされておりますけども、もう少し、我々自治体の考え方で、多少動けたらいいなあという思いはありますけども、今の仕組みではもうやむを得ん。例えば、法律が通らない、たちまち兵糧が枯渇するというのは、これはもう実態に感じたわけですから。

こういうのを、やっぱり改善していくということももちろんですけども、今、いろいろ地方分権とか、議論がされております。その中で、私は、やっぱ今回は、ああいう事態に陥ったら、今までは、そういう状況というのは、私も経験したことはございません。その交付税がおりない。いわゆる法律が通らないから交付税が遅れたということは、私、今まであんまり記憶がないんですけども。

これはやっぱり、直結しているから云々じゃなくて、やっぱり国政のあり方がですね、やっぱり私は間違っていると。あのときの、私が新聞報道で見てますと、非常にもう自分たちの考え方だけで進めて、地方は、まあどうにかなるんだろうかなあというな、そんな、責任のないような形のを、私は、かいま見たわけでございますが、こういうことがあっては、私はいけないと思いますから、私は、きちっと国政というのは、やっぱり隅々までわかって、決めるべきことはきちっと決めていくということが、私は大事なかなというふうに変えながら、今の質問を聞かしていただきまして、これは答弁にはなっておりませんと思いますけども、私の思いを言わせていただきました。

#### 5 番（坂本貞雄君）

町長の御認識を聞かせていただきまして、まさにそのとおりだというように考えます。この公債発行特例法案につきましては、いろいろ、この政治の場の駆け引きに使われたというような気もしております、やはりそういうことを、政治を、そういう法案を政争の具にする政治の駆け引きの道具にするということは、やはり国民の生活にとりまして非常に大きいということを感じたわけでございます。

そういうことで、町長も今おっしゃられましたように、国のほうでも、やはりきちんとした対応をすべきだということ、実感をした次第でございます。そういうことを込めまして、この質問は終わ

らせていただきたいと思います。

続きまして、就学援助の3費支給をどうするか、ということにつきまして質問をさせていただきたいと思います。

困窮世帯を対象とした就学援助のうち、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の3費が県内のほとんどで支給されていないとのごさいます。新聞に報道されました。本町も支給をされていないかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。就学援助にかかる3費、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費については、佐川町においても支給しておりません。

その理由を申し上げます。就学援助は、平成22年度の制度改正により、新たに、先ほどの、御指摘の3費が地方交付税で措置されましたが、平成22年度においては、当町におきましては、従来から支給しています給食費と修学旅行費について、支給割合が実費の70%であったものを、実費全額支給へと増額することを優先し、御指摘の3費の支給につきましては、他の市町村の動向を踏まえて検討する、としていたことによるものでございます。以上でございます。

5番（坂本貞雄君）

支給されていない、ということを確認をしまして、その理由もお聞かせをいただきました。これはですね、国からのいわゆる地方自治体への財政の支援でございますが、2005年度から、いわゆる目的別の直接的な補助金から用途を細かく定めない一括交付金に変わったようでございます。

この一括交付金といいますのは、各市町村に、その用途が委ねられるということございまして、その使い方によりまして、その自治体、町村の姿勢が端的に問われることになるのではないかとこのように考えます。就学援助という教育的な交付金が、その目的に反しまして他事業に流用されることは、文教のまちを掲げる佐川町の大方針には反することになるのではないのでしょうか。

教育的な目が少しでもあれば、それを大きく育てることこそ、文教のまちにふさわしいあり方だと考えるものです。この、今後の、この3費の支給を、どのようにしていくのか、これにつきまして、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。22年度におきましては、先ほど申し上げたようなことで、ようしてなかったということでございます。ただ、その後、他の市町村の動向を十分把握しないまま現在に至っていったということについては、おわびを申し上げたいと存じます。

今後につきましては、新聞報道にもありましたように、既に3町村で3費を支給しているということでございますので、来年度からは、この生徒会費、PTA会費、クラブ活動費の3費を支給する方向で、先進町村の状況もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（坂本貞雄君）

大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。やはり、県のほうでも、やはりその趣旨に、交付金の趣旨に従って、各市町村にその周知を図っていきたいというようなことが、県議会の中でも取り上げられまして、答弁もされておるようでございますが、佐川町におきましては、今、教育長が申されましたように、今後それを支給の方向で検討するという御答弁をいただきましたので、ぜひ、そのような方向で進めていただきたいということをお願いをしまして、この問題の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして第3点目としまして、介護保険の生活援助時間短縮は、本町にどう影響をしておるか、ということにつきまして質問をさせていただきます。

介護保険の生活援助時間が短縮され、今、全国的にさまざまな問題が起きておるようでございます。調理時間がなくなり、食事が弁当になった。掃除のやり残しがある。時間内にサービスができないことがある。コミュニケーションがとれない、などでございます。

先ほど、と言いますか前の本議会におきまして、時間短縮がされる予定があるということで、これは問題がありはしないか、という質問をさせていただきました。そのときに、御答弁をいただきましたのは、在宅介護を重視したいので時間短縮には反対だとしておりましたが、本町の現状と言いますか、これにつきましてお知らせをいただきたいというように思います。よろしく申し上げます。

健康福祉課長（下川芳樹君）

おはようございます。坂本議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成 24 年度の介護報酬改定に伴い、生活援助のサービスに要する時間区分が、30 分以上 60 分未満と、60 分以上から 20 分以上 45 分未満と 45 分以上に変更となりました。この時間区分の改定については、昨年の 12 月議会で、坂本議員より御質問をいただきましたように、生活援助時間の短縮が、当町のような中山間で高齢化率の高い地域にとって、サービスの低下につながるのではないかと大変心配もしておりましたが、ケアマネージャーの適切なサービスプランの作成により、利用者の状況に応じたサービス提供が行われております。

45 分未満で提供できる生活援助は、45 分未満で。45 分での提供が無理な利用者については、45 分以上の生活援助で対応しております。

サービスプランについては、ケアマネージャーによるアセスメントによって作成をされ、関係事業所の職員が集まるサービスケア会議で検討をされた後に、利用者及び御家族に書面で報告をいたしまして、了承を得、提供をしております。

そのため、当初懸念したような、サービスの切り捨てになるような事例は、当町においては発生をしておりませんし、利用者の皆様からの苦情相談等も現在のところございません。以上でございます。

#### 5 番（坂本貞雄君）

当町の、本町の現状につきましては、特に問題がないというようなお話でございました。それは、そのようなことのようにございます。あるヘルパーさんのお話を聞かせていただきました。そうしますと、この時間短縮で、その 45 分以内の枠をつくられてきて、その単価がそれに依りて安くなったということがございまして、ヘルパーさんの収入が、そういう時間帯をつくったことでヘルパーさんの収入が減ったそうでございます。そして、そのヘルパーさんの収入が減りますと、ヘルパーステーションですか、そこを経営しておる事業所、その収入も減ったというような話がございましたですが、課長のほうでは、そのような実態につきまして、どのように捉えておるでございませうか。お聞かせをいただきたいと思っております。

#### 健康福祉課長（下川芳樹君）

お答えを申し上げます。先ほど、議員のほうから御指摘のございました事業所に対するサービス経費の低減、いう部分でございます。これにつきましては、先ほど申しましたような 45 分以内でおさま

るサービスと 45 分以上かかるサービスについては、厳正に審査を行い、より十分なアセスメントによって、現実に、その事業所に負担がかかるような状況であるならば、そのサービス内容を見直して、現実に必要なサービスの提供を事業所にお問い合わせをするように考えております。

現在、佐川の介護保険事業につきましては、これに御協力いただく事業所の皆さん、また、それぞれの事業所のケアマネージャー、それから、それにかかわるいろいろな関係機関の皆さんと協議を進めながら、より適正な介護事業を目指しております。

介護事業につきましては、御存じのように、基本的には家族介護が中心になっております。また、介護につきましても、本人が実際にできる作業という部分については、あくまでも本人にその作業を継続をしていただく。要は家庭で生活をしていただく上で、本人にできないこと、家族が支援できない部分を支えていくということが介護事業の基本となっております。

できるだけ、事業については適正な考え方で臨みますし、先ほど議員のおっしゃられましたような、事業所に対して過度の負担がかかるような状況がございましたら、私どももその相談に応じ、適正なサービス事業へと、その内容を変化させていくような努力はしたいと思っております。

#### 5 番（坂本貞雄君）

やはり、いわゆる介護保険制度のそのものが、やはり、言うたら、金をかけないような方向へ、方向へと行っておるとというのが、今の実態ではないかというように思うわけでございます。

そこで、現在、国会の、いわゆる解散をめぐるどさくさ紛れの中で、ある法律が成立をしておりますが、そのねらいなんかも、やはりそのように、介護保険の金をいかに削っていくか、と言うような方向に向いておるのではないか、というようにもとられますので、少しそのことにつきまして、考えてみたいと思うわけでございます。

社会保障と税の一体改革、この中では、社会保障制度改革推進法というのができました。社会保障国民会議が設置をされる、ということでございます。この国民会議は、20 名ほどで構成されますが、この会議におきましては、介護保険制度について、次のようなことが審議されようとしております。

介護保険の保険給付の対象となる介護サービスの範囲の適正化

等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者を初めとして保険料にかかる国民の負担の増大を抑制しつつ、必要な介護サービスを確保する。というように書かれておるようですが、何を書いているか、何を言わんとしているかが、これを一読しただけではなかなかわかりませんが、要するに、サービスの範囲の適正化とは、現在進められております軽度者や生活援助などの保険給付はずしの流れを加速するものというように言われておるところでございます。

このようなことが言われておりますが、町のほうとしましては、どのようにこの問題を捉えておるか、担当課長の御所見をお伺いをさせていただきたいと思っております。

健康福祉課長（下川芳樹君）

お答えを申し上げます。あらゆる制度において、時間、それからサービスの内容について、今現在精査をされているというふうな状況であろうと思っております。それは、介護保険であったり、障害者の自立支援であったり、さまざまな部分で、また今議会の中でも御質問もございましたその保育の子育て支援の問題等もございます。

現状の中で、行政といたしまして、町といたしまして、先ほど議員の御質問にもございましたような、その国からの交付税であったりとか、国の制度を遵守する範囲の中で、どのようにそのサービスを今後提供していくかという流れの中で、私が現在進めている考え方というところでは、やはり行政からのサービスだけで支えきれないような環境になっている、その環境を少しでも改善していく流れとして、やはり地域の住民の皆さんと一緒に地域社会を支えていく、また、地域のさまざまな課題について、お互いに協働し合いながら、その課題を乗り越えていけるような話し合い、取り組みを進めていく、そういうことも、ひとつ重要ではないかなあというふうにも感じております。

例えば、先ほどの介護保険の流れについても、現状の中で、30分以上 60分未満の 229 単位、それから 60 分以上の 291 単位が、改めて改正された 20 分以上 45 分未満の 190 単位、これは単位でいうならば、金額は減額になっております。それと、底辺の 30 分以上というところが 20 分以上ということになっておりますので、それまで 30 分未満であったサービスについてもですね、ある程度救済ができるような形になっております。

また、45分以上についても、当初の60分未満の229単位と比較をいたしますと6単位ぐらいの増になっております。これは、サービスの内容についてですね、1時間以上になるサービスもございしますが、それについては受益者負担の部分では、恐らく少ない金額の中の範囲でおさまっているというふうに、私どもは理解をしております。

ただ、議員がおっしゃったように、それが地域の事業所に波及する、マイナス面で波及する。そして事業所も運営が困難になるような形になるならば、福祉全体の支えが困難になってくるということになりますので、その部分についてはその事業所と十分に意見を交わしながら、町としてですね、町の保険者として介護保険を支えていけるような取り組みについては、十分に検討させていただきながら、その範囲の中で、できることは一生懸命やっていきたいと考えております。以上です。

#### 5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございます。町としましても、その事業者の経営が成り立つような方向で努力をしたいということにつきましては、ほんとに大事なことだというように考えるわけでございます。

しかし、国の方向としましてですね、今、社会保障と税の一体改革ということが全体として言われております。先ほどの例は、これは介護保険についてのあらわれたこととございますが、社会保障全体に、この一体改革の名のもとに社会保障そのものを切り下げていく、この方向が、やはりこれからの大きな流れとして加速していくのではないかというように言われておるところでございまして、やはり、そのような方向は許すべきではないということ、この現場の実感をする、その現場の中の声として上げていくべきではないかというように考えるわけでございまして、そのような方向で、お互いに取り組んでいけたらなあというようにも考えますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

やはり、そういう声を上げないことには、どうしても社会保障そのものが後退をしていくということにもなりかねませんので、そういうことを、ぜひ、その防波堤になっていただきますように、お願いを申し上げまして、この介護保険につきましても質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、第4点としまして、加茂地区への町営住宅建設と本

町への県営住宅の誘致に努力すべきではないかということの質問をさせていただきたいと思います。

まず、加茂地区への町営住宅の建設ということでございますが、加茂を通っております県道 297 号線が、改修されるということに取りかかっております。順次これから改修をされていくわけでございます。

そして、高知西バイパスの整備、これは、平成 28 年度あたりをめどというように言われておりますが、この整備が進みますと、本町の一番東の端にございます加茂地区は、高知市へ約 30 分ほどで通勤できる、このような環境にあるわけでございます。

いわゆる、町長がいつも言っております町の人口の増加、そして若者の定住、そのようなことを考えるとき、この加茂の地に、大変立地条件のいい加茂の地に、若者向けの町営住宅を建ててはどうかという提案でございます。お聞かせをいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。質問議員におかれましては、県道 297 号改良に当たりまして、地元調整等、いろいろ御協力いただいております。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

また、お話いただきました高知西バイパスにつきましては、いの町の鎌田から天神前間が今月中に開通するというようなこともございます。また、加茂地区は、町内では、比較的温暖なところかなとも思います。お住まいされる上では、非常に立地条件もいいし、気候条件もいいというふうに思うてございます。

町営住宅につきましては、本年度、斗賀野地区での用地買収等を実施しております。来年度に、斗賀野地区へ町営住宅の建設を予定してございます。

斗賀野地区で、こういった住宅が開始される、計画されるというようなことは、以前、斗賀野地区で、部落長会さん初め、地元の全町会議員さんが、斗賀野地区においてになる若者等、町営住宅ができたなら入居を希望するという方の署名捺印を添付されて、御要望されたことが契機になってございます。

そういうことで、来年度に建設を予定しておるわけです。加茂地区、確かに、先ほど私も申しましたように、立地条件非常によくて、生活する上では申し分のないところであろうかと思いますが、現状から言いましたら、地元の部落長会初め住民各位、そういった要望

が全く上がってないところでございまして、町としても積極的な対応というよりは、財政的な問題もありますので、そういった要望等踏まえて進んでおります。

そういう関係上、現状では、加茂地区への町営住宅の建設とかいうものは、全く計画構想は立ててないのが実情でございます。

#### 5 番（坂本貞雄君）

地元の要望とかがない、いうことで現在は考えてないということでございます。それはお聞きをしておきまして、ちょっと次に進ませていただきたいと思います。

また、きょうも新聞にも出ておりますが、この浸水域に 36 万人が居住をするというようなことで、南海トラフの巨大地震、この大津波によりまして、高知市の浸水被害を考えますと、津波の心配のない、高知市に近い本町への移住、その希望者は多いと考えられるわけでございます。耐震対策としての県営住宅の誘致を県に働きかけてはどうかと。働きかけるべきではないかという提案でございます。

県の住宅課に問い合わせをいたしますと、県営住宅の新規建設は、現在凍結をされておるようです。そして、津波被害の恐れのある県営住宅につきましては、現在、建っているところの市町村の中で、移転をして建てかえをするというようなことを考えておるようでございます。このいわゆる南海トラフによる津波、浸水対策としての県営住宅の建設というようなことについては、まだ、全く考えはない、ということのようでございます。

しかし、考えてみますとですね、国土交通省が平成 12 年 7 月 1 日時点のこととしまして、12 年、基準地価というものを発表をしております。本県の下落率は、3 年連続全国最大。このようになっておるようでございます。

大規模地震の津波被害が懸念される沿岸地域で、下落が目立っておるようです。住宅地の下落率が大きい上位 10 地点のうち 9 地点が、津波浸水予測値、これは県内でございます。最大は、高知市葛島のマイナス 11.8%となっております。

最近、不動産業者によりますと、土地探しの最重点は浸水するかどうかということを考えておるようでございます。このような動向を見るときに、高知県民が大震災に恐れを抱いているか、安全に住める土地、場所を求めているということが伺えるのではないかと考

えるわけですが、町長は、どのような受け止め方をされておるか、お聞かせをいただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。先ほど来、議論をいただいております定住促進、これは、だんだん人口が減っていく中で、やっぱり人口を増やしていくということが、これは行政としても大きなやっぱり課題であるというには認識はいたしております。

ただ、今の議論の中で、地震、津波の議論ございます。確かに、坂本議員のおっしゃるとおり、お考え方は、私は間違っていないというには思っております。ただ、逆に、そのことで、我が町へ人口を導くということにつきましては、例えば、逆に身がかかった場合、環境のいい、あるいは土地の安いところへ移るといようなことはありましても、じゃあ町外へ、住民を、安全なところへ行ってくれという気持ちにはどうしても、私もようならんと思います。逆の立場なら。例えば、佐川町に津波が来る、住みにくい、皆さんは、もっと気候のええ安心なところへ行ってくださいといようなことは、なかなか言えないと思います。

ということは、逆に佐川町、土地も安い、そして気候もいい、通勤にも便利だと、どうぞ、津波被害もないし、来てくれといような、高知市から、あるいはそのほかの地域から、こちらから声をかける、声かけというのは、なかなか私は、できないじゃないかなあというに思っております。

ただ、いろんな意味で、やっぱりお互いに助け合うという意味でいきましたら、どうしてもやっぱり佐川に住みたいという方がございましたら、それは、行政としても率先して「どうぞ」と、これはまあ考えていきたいと思っておりますけども。ただ、今、県のほうに、県営住宅を、高知市が危ないから佐川町へ建ててくださいといことの、やっぱり働きかけというのは、ちょっと私は、厳しいかなあといような思いでございます。以上でございます。

5番（坂本貞雄君）

大変、町長の優しい人柄がしのばれるお考えでございました。しかし、やはりこの南海トラフ、巨大地震ということが、ほんとに県民の皆さんの中に浸透していくということ、これはもう、これきょうの新聞なんですけど、これにも出ております。そして次には、21日に、別刷りで、この、いわゆる保存版としまして、津波浸水予

測図を出すと。前にも既に、このような格好で出ておりますが、そのようなことを考えますと、ある大学の先生が言っておりましたが、高知市というところへ、あそこへ都市を形成すること自体が、ちょっと間違いではなかったか、というように言われる大学の先生もおられます。

そのように、だんだんだんだんそういう大津波の認識が皆さんの中に浸透していくとなりますとですね、やはり安全なところと、こう願うのは、やっぱり誰が考えても人情ではないかというようにも思います。今すぐもう来てやということではなしに、そういう雰囲気醸成される中で、やはり佐川にもありますよ、と。津波の心配のないところがありますよ、というそういう話は出してもいいんじゃないかな、いうようにも考えるわけです。

そして、加茂地区に町営住宅をとというのは、やはりそういう高知市に近い、ベットタウンとして非常に近い、そこに若者定住できる住宅を建てることで、佐川の人口減少に歯止めがかかる。地域の人が入りたいから町営住宅をつくれでは、人口増にはなりませんわね。よそから来てくれてこそ初めて人口増につながるというようにも考えますと、やはり地元の要望がないと、住宅建設はできないというようなことは、ちょっと頭が固いんじゃないかというような考えも持つわけでございます。

やはり、そういう情勢の変化、いろんなことを先取りをしながら、その町の行政も進めていくということが、非常に大事ではないかということで、このような提案をさせていただいたわけでございまして、ぜひ、柔軟な考え方をもちたいと、いうように思うわけでございます。

いわゆる、この3.11東北沖大地震と原発事故によりまして、日本人の価値観というのが、非常に大きく変わったと。日本人の考え方がほんとに大きく変わったというように言われております。今まで、安全だ、安全だと思込まされておりました原発が、あんなにも危ないもんだということが、あの事故によりまして証明をされたわけでございまして、これは、日本人にとりましては、非常に大きなショックではあったと思いますし、価値観をほんとに変えるような出来事であったというようにも考えます。

どうか、そのような日本人全体の価値観も変わり、そして高知県の中の県民の意識も変わっていく、そういうようなことを十分に、

柔軟に考えていただきまして、情勢の変化について行ってほしいなと、そういう町政を進めてほしいという願いを、この質問の中にも込めたわけでございます。

ぜひ、お考えをいただきたいというように思います。これをもちまして、本議会での質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、5番坂本貞雄君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時34分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番松本正人君の発言を許します。

8番（松本正人君）

8番日本共産党の松本でございます。通告に従って質問をさせていただきます。

御承知のとおり、今、衆議院選挙の真っ最中でありまして、個人的には大変忙しい毎日を送っているところでございます。できれば、議会が引かかる選挙はやめていただきたいなあと思うところでございますけれども、そういうこともありまして、普段に増して、きょうは、それほどの準備はよういたしておりません。質問も3点。大きな3点ですけれども、ということに絞りまして、させていただきますようにしております。

順番がちょっとかわりますけれども、質問をさせていただきます。まず、少し、関連しますけれども、大きな話をさせていただきたいと思っております。

今、日本は、不況にあると言われております。この状態は、1990年ごろまで続いたバブルが崩壊したころからずっと続いていると言われておりまして、世間では、失われた10年とか20年とか言われております。しかし、この不況は、大企業には例外で、国民生活が困窮している中で、一人もうけていたというのが実態です。その証拠に、資本金10億円以上の大企業の内部留保金は、いまや260

兆円を超えています。

私は、ほんの数年前まで、これを 220 とか 230 兆円というふうに街頭演説でも言っておりました。しかし、そういうふうに記憶しておりますが、ここ数年で結局 30 兆円以上の積み上げを行っているということになるわけでございます。このもうけは、どうやってつくられたのか、それは、一言で言いますと、徹底した労働者いじめ、国民いじめ、低所得者いじめにあると思います。

今、ちょうど国政選挙が真っ最中ですが、政権放送を聞いてみますと、ある自民党の候補者が「消費税引き上げを決めたが、これは仕方がない」とか、「消費税増税分は、全て社会保障に使います」とか言っておりました。私は、ほんとに、いけしゃあしゃあとよう言うなあという思いで、ほんとに心の底から怒りが湧いてきました。

消費税が初めて導入されたときも、3%、このときに何が行われたか。このときも与党政治家の皆さんは、皆さん今と同じように「消費税は社会保障に使う」「福祉に使う」こういうふうに言っておりました。しかし、私は知っております。消費税が導入されたとき、消費税法と同時に関連5法といたしまして、法人税、高所得者の減税を行っております。

ここまでが原稿を書いてきましたけど、後はフリーで話しますけれども。数年前か、つい最近演説したのか、ちょっと覚えてないので、ここは。消費税が、これまで、消費税収というのは 240 兆円を超えております。しかし、法人税の減税は、減税分というのは 230 兆円も超えております。それに、高所得者減税等々を加えても、ほとんどが、こうした人たちの減税に消費税はまわったというのが実態でございます。ですから、いつまでたっても、社会保障にお金がつぎ込まれるどころか、どんどん削られていってるとというのが実態ではないでしょうか。皆さん自身にも、身にしみて今、感じておられるんじゃないかと思います。

そして、前にも、るると申し上げたことがございますけれども、橋本龍太郎内閣の折に、消費税3%から5%に引き上げました。このときに「構造改革を火の玉になっても行う」とこう言うて橋本氏は選挙戦も戦って、結果、自民党が惨敗すると、こういう状況でしたけれども。

このときも、消費税、引き上げて何が起こったのか、せっかく景気が回復しかけていたものを、また冷やして、そして結局は、消費

税で増収する予定がですね、かえって減収につながった。そういう歴史がございます。ですから、今回の消費税引き上げも同じ状況になるということは、火を見るよりも明らかであると、私たちは考えております。消費税増税は日本の経済を、ますます打ち壊して貧困者をさらに増大させる、そういうものになることは間違いないというふうに考えております。

そこで、私たちは、私たちというのは共産党ですけれども、こういった経済をどのように立て直していくのかということで、一番言ってるのは、いわゆる日本の経済を一番支えている個人消費、GDPの60%を賄っていると、こういうふうに言われておりますけれども、この個人消費を、しっかり下支えをするということです。つまり、国民の懐を暖かくする、このことが最も大切なことだというふうに考えております。

そういった視点で、次の2つの質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、生活保護基準が引き下げられようとしております。ことし7月、厚生労働省の生活支援戦略中間まとめ、また、社会保障制度改革制度改革推進法、また、自民党の「日本の再起のための政策」(原案)、これらに基づいて、生活保護制度の見直しが進められております。これらの見直しの基準となっているものは、財源問題を口実として、社会保障の国の責務放棄と、個人責任の押しつけとなっており、決して認められるものではありません。

生活保護基準は、本来、憲法と生活保護法などに基づき、当事者の声を反映させながら見直すべきものだと考えます。現在の民主党や自民党の生活保護制度見直しの流れが進むと、ますます、餓死、孤立死、事件を生み出すことになりかねません。

そこで、お伺いしますが、給付水準の引下げは、住民税の非課税限度額、介護や保育、住宅などの料金、就学援助金制度などに連動しており、多くの町民生活に直接、影響を与えることとなると考えますが、健康福祉課長、及び教育長、税務課長は、どのような認識を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長（下川芳樹君）

お答え申し上げます。全国の生活保護受給者数が過去最高を更新し続ける中、保護費を含む社会保障費が国、自治体の財政を圧迫していることは共通の認識であり、中でも、最後のセーフティネットである生活保護制度をどう持続可能なしくみとして続けていくか

ということが、大きな課題でもございます。

生活保護基準は、先ほど議員のほうがおっしゃられましたように、地方税の非課税基準、保育料の減額基準、就学援助の給付対象基準など多様な制度を適用基準についても連動しており、また最低賃金の影響が及ぶことも考えられ、基準が引き下げられた場合には、現に生活保護を受給している人だけでなく、生活保護を受けずに頑張っておられる低所得者層にも大きな影響が及ぶものと考えられます。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。教育委員会では、準要保護の認定につきましては、認定基準の所得水準が生活保護基準の1.3倍以内としていますので、現在、就学援助を受けている家庭が外れるといった可能性がございます。

また、こういった準要保護に認定されませんと、例えば、佐川小學校で実施しております放課後児童クラブの就学援助対象者については、一般の方5,500円の保護者負担を2,000円減額しておりますので、ここにも影響してくると考えております。以上でございます。

税務課長（河添博明君）

お答えいたします。税制度の影響という観点では、生活保護基準が下がることに伴いまして、質問議員がおっしゃられたとおり、連動してですね、地方税法の改正が行われる可能性がございます。これによりですね、非課税、課税基準額が下がることが想定され、非課税世帯から課税世帯へとなる世帯が出てこられると思います。

また、税条例におきましてもですね、定められております減免措置において生活保護基準をもとに算定をしておりますので、審査をしておりますので、減免の対象から外れるケースも出てくるということが考えられます。以上です。

8番（松本正人君）

通告を最初、何日か前に、この通告をしておきまして、私の通告に対して質問があったのは健康福祉課長だけでしたので、税務課、教育長は答える準備しちゅうろうかと思いましたが、さすがでございます。

この生活保護基準の引き下げは、まず、低所得者を保護から排除するということで、貧困隠しにつながっていくということが言える

と思います。その影響というのは、先ほども答弁の中にありましたように、まず、保護基準引き下げの影響として保護利用者への直接の影響、現在受けておられる方も受けられなくなるとか、それから実際に下がるわけですから、その分苦しく、当然なりますよね。そういうこと、そしてそのほかにも地方税、所得税、国民年金保険料の法定免除、NHKの受信料、公立高校の授業料、母子栄養品支給、入院助産、保育料、児童養護施設などの児童福祉施設の一部負担、養育医療、更正医療、育成医療、等々、列挙したら、もうほんとにまだまだという、そういうたくさんの方に影響を及ぼすわけでございます。

このようなことはですね、国民の生活に、町民の生活に大きな影響を及ぼしてくると。これまでサービスにあずかっていたものが受けられなくなると、こういう状況になるわけです。

今でも、非常に高い国保税とかあるいは、いろんな公共料金、そして住民税自身も大きく引き上げられて、私個人的にも非常に苦しいと思うようになりましたけれども、そのような非常に、今、佐川町のようなところは特にそうですけれども、非常に低所得者が多いところでは大変な問題になるだろうというふうに思います。

このような、多くの町民に影響を及ぼす、この基準額の引き下げ、これは、やはり国にしっかりとやめてほしいというふうに提言、提唱をしていくべきだというふうに思いますが、町長は、どうお考えですか。

町長（榎並谷哲夫君）

松本議員さんの、生活保護に関する御質問でございます。今、国が行っておろそうとする制度改革について、それぞれ担当の課長、あるいは教育長が答弁さしていただきました。影響というのは、非常に大きいというふうにお感じになっていただいたと思います。この問題につきまして、私は、引下げを議論する前に、やっぱりやっていかなければならないことがあるんじゃないかというふうに思っております。

というのは、この生活保護の問題に関しましては、随分と、その数が多いか少ないかわかりませんが、マスコミに、不正受給という形で、随分とやっぱり報道されます。これが大きく報道されて、それが、ほんとに少ないもんかどうかっていうのは、私は、根底はわかりませんが、それでもやっぱりそういう事態があるという

こと。これは、この生活保護の、私、ありようというのは、日本人としてお互いに助け合っていこう、扶助していこう、互助していこうというこの気持ちの大きなあらわれが、ここにつながっていると。ほんとに生活に困窮している人たちをみんなで助けていこうと、これは当然のことです。

そういったことで、この影響があるということは大きな問題です。ですから、これは制度的に、どこをどうやったら、ほんとに改善できるか、多分、政府は、どんどんどんどん受給者が上がっていく、その財源が増えていくということに、やっぱり懸念をしているんじゃないかという、私は思っております。

そういったことで、適正な受給できるような制度改革を、まずやって、その上で、これはやっぱりみんなが出し合うわけですから、どうしても不足する場合は、どっかで、やっぱり負担し合う、あるいは我慢し合うと、そういうふうな形のものに、私は、この制度的にはなっていっていただけたらなあと思っております。

ただ、今、松本議員が質問の中で、働きかけをせないかんじゃないかというようなことです。これは、いろいろな形で、私たちも、町村会、あるいはそういったことで、またこの問題については議論をさせていただいて、私なりの意見を申し上げて対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### 8 番（松本正人君）

この生活保護費の引き下げの根拠になっているのは、先ほど言いましたけれども、財源論というのがですね、一番の理由というか、そういうふうになっております。

しかし、日本国憲法 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とこういうふうになっておりまして、そして国は、これをしっかりと保障していかなければならないと、こういうふうに憲法ではなっているわけです。

健康で文化的な最低限度の生活とは、一体何か。今の日本の生活水準から考えて、健康で文化的な最低限度の生活というのは、一体どういうことをさしているのかということ、これをまず、基本に考えるべきやというふうに思いますけれども。

そういうことではなくて、低所得者の均衡という手法を使っているようでして、国民の収入を低いほうから 10 等分した場合に、一番低いところの階層の比較を主要な方法として、何が健康で文化的

な生活かの検証を抜きにして、低所得者層とのバランス論を理由とした水準の検討が行われると、こういうことですから、全く、考え方の基本というか、そういったものがおかしいというふうに、そういう点でも、私は、おかしいというふうに思っております。

私は、先日の臨時議会で、町職員の一般職員のボーナスのカットの問題につきまして引き下げるべきではない、とこういうふうに申し上げました。提案された執行部には、いろいろとそれぞれの事情があるでしょうけれども、私は、単に、職員がかわいそうだとか、そういったことで反対をしているわけではございません。

この暮れになって、ニトリが大幅な商品の値下げを発表いたしました。これ、ニュースになりました。最近、ニトリの値下げの宣伝をちょっと見ましたけれども、そのニトリの値下げの宣伝の前に、NHKのニュースでそれを知りました。通常は、値下げしたぞというたら、その会社が値下げしたということを宣伝して、買ってくださいと、やって知られていくわけですが、何とその前に、ニュースで取り上げられたと。これは非常に意味のあることやというふうに思います。

ニトリが値下げをしたのは、何もニトリだけではございません。デパートとかそういったところの戦略でも、今、値下げをどんどん進めていっております。で、ニトリの値下げに例をとりましても、これ、ただ値下げをしたのではなくて、これまで発注していた業者との契約打ち切り、こういったようなことのリストラとセットになっちゃうわけですね。

まさに、この値下げ競争というのは、こういった労働者とかそういった、賃金を下げたりとか、あるいは首を切ったりとか、そういったことがセットになって行われてきているというのが現状でして、これが結果何をもたらしているかということ、結果、下支えをしている、いわゆる国民の労働者、給料をもらっている労働者の所得が、どんどんと下がっているわけですから、当然、購買力がなくなる。購買力がなくなれば、それに売るためには安くしなければならない。安くするためにはリストラを行わなければならないと、これを負のスパイラルと、こういうふうに言ってるわけですがけれども。これに、やっぱりどこかで歯止めをかける必要があると。現在、若者の二人に一人は、非正規労働者と言われております。

私の、中学校のときの野球部の先輩が、最近、飲み会のときにで

すね、私に、こういうことを言いました

その方は、コンビニの雇われ店長をしておりますけれども、そのコンビニで働く従業員の方を心配して「お前ら、こんなことをしよって大丈夫かや」と。「こんな生活でよね、お前ら、結婚もして子どももつくっていくがぞ」と。「そんなん、できんろうがや」というて言うそうです。そしたら、若者からですね「そんなに言うけど、そんな仕事があるかよ」とかいうて返ってくると「僕は何ちゃあ言い返せれん」というて言っておりました。

まさに、それが今の日本の実態ではないか、というふうに思います。今や、若者の二人に一人が非正規労働者になったと、これももとを返せば、小泉改革、小泉構造改革のもとでリストラの自由化、そういったものが行われてきたということに起因するわけです。

こういったもつとで、目の前の利益を追求する大企業が、自由に労働者の首を切ったり賃金を下げたり、そういうことをすることによって、それまでの儲けを確保していくと。こういう仕組みがずっと続いているというのが現状だというふうに思います。

今回、この年末になって、パナソニックとかシャープとか、大手家電産業が大量の数万人にも及ぶ首切り、リストラを発表しております。これに対して、余り、国を挙げての論議にならないというところがですね、大きな問題あるというふうに思いますけれども。こういうところにやっぱりメスを入れていくことをしないと、この国の経済の浮上というのはないというふうに考えております。そういう意味でも、こういった生活保護基準の引き下げとかですね、そういったものは、許してはならないというふうに思うところです。

長々と演説をいたしましたけれども、生活保護の基準の問題については以上にしたいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度に関することについて、お伺いをしたいと思います。これまで、我が党の坂本議員も、数回、この問題を取り上げました。答弁としてはですね、耐震化のほうはやるけれども、リフォームは考えてないと、簡単に言えば。そういうような答弁であったと思いますけれども。

この住宅リフォーム助成制度というのは、去年までですね、去年は全国では 330 自治体で実施をされております。そしてことしはですね、533 自治体。一気に 200 自治体、この 1 年で実施が増えております。

高知県はどうかといいますと、現在、土佐市と須崎市、香美市、田野町、四万十町で実施をされております。この中身というのは、その自治体によって若干制度が違いますけれども、基本的には、20万円を限度として20%の補助を行うと、こういうことでございます。

お隣の須崎市ではですね、去年から実施をしておりますけれども、最初にですね、ちょっと資料がどこいったかわからなくなりましたが、1,000万の予算を組んだそうです。ところが、いきなり70件を越す応募がありまして、それであわてて補正を組んで、最終的には100件を超える需要があったということです。

それから四万十町でも、四万十町は500万組んじょったそうですけれども、これも、すぐ足らんなって補正を組むと、こういうような状況になっているそうです。

非常に、たかだか20万かもしれませんけれども、この20%、20万がですね、これまで、ちょっとこう、水回りを直したいとか、ちょっと外壁がですね、古うなって何とかしたいと思いつたけど、とかいう人の、そういった気持ちを後押しして、どんどん、それをやる気にさせて、そういった利用者にも非常に喜ばれて、しかも、その業者は、条件として、基本的にその自治体内にある業者を使うということが条件になっていますので、その自治体内の建設業者、いろんな業者がですね、潤う、とこういうことになって、業者にも非常に喜ばれているということで、今、どんどんとこの制度を取り入れるという自治体が増えているというのが実態です。

感心したのがですね、なるほどな、と思ったのが田野町です。田野町は、20万じゃなくて40万、40万円というふうにしてますけど、この40万というのは、基本はね、30万円を上限とした助成ですけども、40万を上限とした何はですね、これは定住促進事業、要するに、空き家を町に登録して改修して賃貸しをする場合に、40万まで助成しますよ、とこういうことをやっています。

私も、地域を回ってまして、空き家が随分多いがですけども、その空き家が全く利用されていない、こういう状況に、何とかならんかなあというようなことを思っておりましたけれども、なるほどこういう方法もあるんだなあというふうに感心をしたところです。

私は、本当に、きのう来、それぞれの議員さんがですね、質問の中で、もうちょっと町民の喜ぶ、また町民が望んでいる施策をやって、余り、そんな望んでもないようなことにはよね、お金を使うべ

きじゃないというような趣旨の話をされたと思いますけど、まさにこれをやるとですね、私は、町民に非常に喜ばれる施策になるんじゃないかと、このように思うわけですけれども、いかがお考えか、お聞きをしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

住宅リフォーム助成制度の御質問でございますが、これは、坂本議員のほうから2度ほど御質問いただいた経過がございます。今、多々、県内の取り組み事例を説明いただきましたが、確かに、隣の須崎市、1,000万の予算組みまして700万の増額にしております。100件ぐらいの実施がされたということも聞いております。また、東洋町、土佐市、四万十町とかいうところでも近年やられておるようでございます。

この、これらの事例は、国の経済対策とか、あるいは過疎債とかいうものを活用されて実施をしておるようでございます。もちろん、そういう特定財源、経済対策ですので、この住宅リフォーム制度というのは、経済対策と、地元の建設業者の方々にやっていただく、地元への経済対策という大きな側面があると思います。

また、一方で考えていきますと、そういった経済対策とか、あるいは過疎債とかいう特定財源を除けば、個人資産の価値の向上へ補助金を出していくというような側面もあろうかと思えます。佐川町が実施していく場合、過疎債もございませんし、過疎債のエリアは佐川町にございませんし、また経済対策というのは、もう既に実施されたものでございます。やはり、一般会計予算で、一般財源で、一般会計の一般財源で実施しなくてはならざるを得ないものであると思えます。

そういうときに考えていった場合には、一般財源をつき込んでやってやらざるを得ない事業になってきます。そういうことを考えた場合には、以前の坂本議員の御質問にも答弁さしていただきましたように、今やるべきは、住民の命をどう守っていくか、住民の方々のお住まいをどのように震災から守るか、防災あるいは減災という観点もでございます。そういう観点から、住民の命をどのように守るということを、やはり優先して個人の住宅の改修とかには努めなくてはならない。そういう観点から、今は、やはり耐震化ということを優先せざるを得ないのではないかというふうにも思うております。

現状、耐震化につきましては、今、60万の、プラスの30万を入れまして90万の補助になってまして、昨年度は11件の工事がされました。ことしは、11月の末現在で9件でございます。昨年度は、11件とも町外の業者でございましたが、ことしになりまして、町内の2業者の方が、新たに耐震工事に入ってくださいました。これは、講習等を受ければ、そういった耐震の工事ができるというような要件もあるようでして、本年度になりまして、町内、2業者の方が、この耐震工事に加わっていただいたということでございます。

こういったことを考えていくのであれば、やはり耐震改修というのが優先せざるを得ない状況かと思えます。ただまあ、つけ加えて申しますと、現状ではこういった制度は、全く、県内にもないようでありまして、この住宅リフォーム助成事業をやることによって、今申しました耐震改修事業が、さらに円滑に進んでいくとか、いう何かの方法、組み合わせ、手だて、というものができれば、結論としましては、個人住宅の資産価値向上じゃなくて、大きな大義名分、住民の命を守っていくという観点へ基づく事業の成立になろうかと思えます。

果たして、このような形が、制度として実現可能かどうか、事例は全くございませんが、そういう観点から、ひとつ考える余地は十分あると思えます。

そういったことで、ちょっと勉強さしていただいたらというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### 8番（松本正人君）

大変難しい言い回しやっと思えますけれども。要するに、個人資産を応援するようなものには、一財は使いにくい、ということ。で、防災とか、そういうことであればですね、それと抱き合わせするといふのであれば、効果が望めるかもしれないと。出す理由も出てくるかもしれないと。そういうような、簡単に言えば、そういうことではなかったかというふうに思いますけれども。

確かに、ほんのこの間ですけれども、NHKの番組でやったと思えますが、やっておりました耐震化というのは、なかなか進まないそうです。その理由の一つはですね、普通のリフォームと違いまして、リフォームというのは、こう目に見えるわけですが、その結果が。けど耐震化というのは、たいてい、骨組みを何とかしたいとかいうことで、全然目に見えんところをやるわけでございますので、そう

いう理由もあってか、なかなか耐震化というのが進まない、こういうようなことを言われておりました。ですから、そういう意味では、耐震化事業とですね、リフォーム事業を抱き合わせるとか、そういったことはいい考えかもしれません。

ただ、やはり先ほど、いろいろ理由をつけて、ここには一財がどうのこうのとか云々言われましたけれども、それから確かに、これまでの行ってきた自治体もですね、過疎債であるとか国の施策であるとか、そういったものを使って行っているわけで、一財からこれ出すというのは、どうかよ、というような話だったと思いますけれども。

私に言わしたらですね、そんなの、今までだって、何ぼでも理由をつけてですね、一財をつっこんでるやないかと。何とは言いませんけれども。そういうものができるのであったら、やる気になればですね、何ぼでも今までのようにちゃんと理由も考えていただいてやっていただきたいというふうに思います。

これは、ほんとに、町長の人気を上げる一つの施策にもなるかというふうにも思いますので、ぜひ、これは考える価値のあるものではないかというふうに思います。

また、私も、業者さんにも、こんな制度がありますよということ、地元の業者さんにも紹介もしたりしておりますけれども、ちょっと紹介の仕方が甘かったのか、そんな制度があるかよという、立ち話ではそういうことでしたけれども、なかなか、そこから前へ進んでおりませんけれども。ここにおられる岡村統正議員もですね、やっぱり関連業者でございますので、ぜひ、中心になってですね、周りの業者さんに、ぜひ進めていただいて、ぜひやろうや、というふうに言っていただいたら、やったらですね、統正さんも非常に株が上がるのではないかと、私は思うところでございます。

一応、前向きな答弁をいただいたものと、私は捉えまして、ぜひ、来年度の、よければ、来年度の予算に反映していただきたいなあと、こういうことを思います。それでは、住宅リフォーム制度の質問につきましては、ここまでとしたいと思います。

最後でございますけれども、ずーっと再三取り上げてきております霧生関公園の問題でございます。霧生関公園は、現在、工事がストップしている状態と。要するに、新たな許可申請、これをまだ作成中というふうに聞いておりました、作成中ですから、もちろん作

成して、まだそれがまた県で許可を受けて、それから工事が初めて始まるわけですから、今の状態では工事が前へ進まないという状況にあるわけですけれども、再三言っておりますけれども、ことしの3月末にはですね、この工事は完成するというところで広報にも発表した、そういった工事でございます、そういう意味でも町民の方々はですね、「あこは、どうなっちゃうよ」というふうに思われるのは当然ではないかというふうに思います。

そこで、これまでの経過と、経過といいますか状況を、さらに今、確認をしておきたいというふうに思います。この事業の一番最初はですね、平成10年に、許可申請を受けたというところから始まっていると聞いておりますけれども、まず、それを確認したいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

御質問の霧生関公園でございますが、平成10年と。これは平成11年1月に、平成10年度ですね、現在の霧生関公園（仮称）の用地につきまして、公園を建設するという目的で土地収用法の事業認可を受けてございます。ここがしょっぱなになります。

8番（松本正人君）

平成10年度ということですね。10年度に、土地収用法の許可を受けたと、こういうことですが。当然、その認可してもらうには、その前から、いわゆる下準備があるわけですし、その土地の方たちとその交渉したりとか、こういったことは、もう既にその前から始まっていて、平成9年の10月に、当時中山町長が、新中山町長が誕生したということですので、これは、当初はですね、今、サッカー場になっているところですね、あそこの山を切った土をあそこへ持っていくと、こういう計画でしたから、あの計画というのは、実際工事をやったときは中山町長時代でしたけれども、計画を立てたのは、その前の和田町長のときでして、それが同時並行ということで、和田町長のときが一番最初の、発起人と言えば発起人になるんじゃないかというふうに思います。

で、平成10年に、そういった認可を、土地収用法の認可を受けて、土地をどんどん買うていったわけですが、なぜか、途中で計画がストップして、いわゆる塩漬け状態になっていったということでございます。で、塩漬け状態になっておりましたが、新しく榎並谷町政になりまして、再びこの事業が復活すると。復活するに

はですね、その土というのは、ほいたらどっから持ってくるや、と。これが、後先、どっちが後で先なのかというのは、私が断定しては申せませんが、結果的には佐川中学校の、新たな中学校の建設に伴う、山を切った土をあそこへ持ってくるということから、公園事業が復活したと。こういうことになろうかと思えます。

そこで、今、隣地の方とのトラブルといいますか、そういうことになりまして、隣地の方の許可が得られない、こういうこともあって事業が前に進まない。こういう状況になっちゃうわけですが、その隣地の方の判をついてもらおうとかついてもらわんとかです、それ以前にですね、要するに新たな許可が、許可申請というか計画がですね、まだ立っていないという、ここが一番の問題やないかと、私は思うわけですが。

しかも、ややこしいかもしれません。何度か申し上げましたけれども、広報で、ことしの3月にこんなものができますよ、というて広報に出した絵と、その3月に出した前の2月に許可申請を受けた絵というか図面と全く違うものであるということですから、最初から違ったもの、だから最初から見直しをしなければならぬもので始めたというのが実態ではないかと思えますが、これで正しいですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

これは、23年のことかと思えます。23年の1月に、都市計画の開発の許可をいただいております。23年。23年の1月ですね。22年度末になります。ここで都市計画の事業認可を受けております。おっしゃるとおり、これと、3月には町の広報へ、霧生関公園（仮称）のパスみたいなものが出されております。この出されておったときに、広報のほうでは、テニスコートが4面になっておったと思いますが、都市計画の事業認可では2面になっておるとか、それからヘリポートの位置が違うとか、それから多目的グラウンドと多目的広場が違うとかいう若干の相違があったように思います。

8番（松本正人君）

何か、難しい言い回しをされましたけれども、要するに、私が言うたとおりにということだと思えます。

そういう、ほんとに、何でそんなことをするのかなあというようなことばかりなんですけれども、非常に不思議なやり方をされているということですが。現実的に、今、トラブルも招き、そして計

画もまだ実質未定というか、そういう状況でございますけれども、既に、けど工事は半分近く済んでおりまして、現在までに3億1,000万使っていると、こういうことというふうに聞いております。

3億1,000万で、うち基本的には8割が交付税措置ということで、すから、この事業を完全にストップさせたら、2億4,000万以上をです、国に返さなければならぬと、こういう状況になるわけですから、当初7億2,000万円という総事業費からいいますと、1億6,000万ぐらいが、町単独の負担というふうに考えた点からみましてもです、余計損になると、途中でやめると。こういうことに、計算上は、そういうことになるわけです。

だから、やめるわけにもいかんけれど、前にもなかなか進めれぬと、こういう状況ではないかと思いますが、これを、これからどういうふうにしていこうというふうにお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この件につきましては、たびたびこの議会でも議論をいただきまして、私の、当初の取り組み、非常に甘かった点、その点については、何度かおわびをしてきた経過がございます。

というのは、19年に、まずスタートしたときに、全く過去のことを云々じゃなくて、事実として、引き継ぎというのは全くない状態の中で、霧生関の、いわゆる残土処理場が、どうも休止状態になっているというのは、私は土木の事務所の所長から聞いたのが最初でございました、就任したときに。それから、中学校の移設の問題が出て、残土処理問題が出て、その近辺で、いわゆる当事者から協力するというので、スタートさせていただいたのが現状でございます、その点、全く情報が私のところに入りにくかったことが大きな、この混乱を招いた原因であるということ、これ私の責任でございますから、改めて、本当に町民の皆さんには、この件に関してはおわびを申し上げなければならないというふうに思っております。

ただ、今、課長からも話がございましたように、この件につきましては、これは、いわゆる町民の要望とか云々じゃなくて、きちっと町の行政として、あそこに公園をつくっていくという基本を合意をいただいて進めてきた経過がございます。その途中で、今、ちょっとトラブっておりますけれども、将来的には、当初の目標のように、いわゆる町民の方々に広く利用していただけるようなものをつく

っていききたいというに、仕上げさしていただきたいというに思っております。

ただ、基本的には今、構想の中には、防災用のヘリポート、これは臨時の駐機場でございますけども、それ。それから、これは全部の要望ではございませんけども、テニスの愛好者の方々から、佐川町にはテニスコートがない、と。大会ができるようなコートがないという要望もいただいて、その実現に向けての計画も入れてございます。

そして、多目的広場につきましては、いろいろな形で、町民の方々が体を動かしていただける、あるいは楽しんでいただけるというようなものをつくっていききたいということで、この多目的広場の活用については、これから町民の方々に、ほんとにどういうものが必要かということも御意見も伺いながら、進めてまいりたいというに考えております。

ただ、今の状況を申し上げますと、隣地との調整に若干時間がかかっておりますことと、もう一つ、佐川トンネル、間もなく工事が着工しますけども、この残土処理場として、あそこを当てておりますので、そういったことを考えながら今後、できるだけ早い時期に完成をさしていただいて、早く町民の方々に利用していただきたいというに考えております。目標としては、25年度には、若干やっぱり今の状況では無理かなあという、これは佐川トンネルの工程の関係も、これから詰めていかなければなりませんけども、最終的には、若干遅れていくというふうに考えております。

いずれにいたしましても、当初から、いろいろ問題がございますけども、御理解をいただいて、最終の目標に向けて努力をいたしてまいりたいというに考えておりますので、どうか、この件につきましては、いろいろ議論いただいておりますけども、最後には、きちっとしたことで、町民の方々にも、皆さんにも理解いただけるようなものをつくっていききたいというに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 8 番（松本正人君）

再々申し上げますけれども、この霧生関の問題につきましては、最初はですね、町民が「ありゃ何ができゆうぜよ」というようなことから始まって「あんなものがあるかよ」と。これはもう再々聞いた話であると思っておりますけれども、そういうことで、非常に評判

の悪い、大方の方がですね、あれをぜひやってくれというふうには言っていないわけです。

ですから、町長がですね、そんなに必死にね、早く仕上げないか何とかね、というようなものではないんではないかというふうに思います。

それと、先ほども話ありましたけども、当初、平成 10 年度に計画された公園というのは、野外ステージみたいなながあって、それからコスモス畑やったですかね、花壇をつくって、ほんとの公園というような、そういうような感じのものを計画しておりましたよね。それがええか悪いかは別ですよ。それがええか悪いかは別ですけども、そんな計画があったこと自体、町民は余り知らないと思います。

で、今の計画は、多目的広場と言いながら、サッカー場を 1 面とれるような、そういった形の四角い面と、そしてテニスコートとヘリポートと。こういう形ですよ。全く最初のものとは違うものをつくろうとしています。

これもですね、いわゆるトップダウンであって、町民が、何ができるやらまだ、ようわからんと。しかも、そのテニスを作りゆう横にヘリコプターがおりてくるというのもですね、ちょっと違和感も感じます。

ですから、先ほども言いましたように、もうやらん言うて戻るのも、これ大変な状況ですし、それから総予算 7 億 2,000 万と、私申し上げましたけれども、これも根拠のない話で、だって途中で今まで計画になかった土地を今、買おうとしたりしてるわけでしょう。そういったことをすると、どこまで膨らんでいくやらわからんし、それから、そこでサッカーをすとか何とかて言うたら、またあそこの、佐川旧中学校のときみたいな、あんなフェンスを立てるとか言い出したらですね、あれ、ものすご、あれにお金が必要のわけですけども。どこまで膨らんでいくやらわからんというふうに私は思っているんですけども。

できるだけ予算を使わずに、そして町民とじっくり話をしてですね、もっとゆっくり時間をかけて、どのような形にしたら、一番、町民が納得して落ち着けるかという、そういったところを探っていくのがベターではないかというふうに思います。

いつまで、それが待てるものなのかというのは、よくわかりませ

んけれども、そんなにあわててやらないで、もうちょっとじっくりですね、最初から練り直すということをしたらいかがですか、と思いますが、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。そのとおりというふうに、現状では、なると思います。というのは、時間が若干、その解決までに、佐川トンネルのこともあり、かかりますから、この間に、先ほども申し上げましたけども、後の利用につきましては、じっくり検討してやれるというふうに考えております。

ただ、凍結というふうなことになりますと、これは、やはり今までの状況が、いわゆるバツということになりますんで、完成は、目標は若干延びますけども、ぜひいいものを、町民のほんとに利用できやすい、あるいは効果のあるようなものを、町民の皆さんの意見も聞きながら進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

8 番（松本正人君）

要するに、私の提案が受け入れられたものと捉えたいと思いますけれども、くれぐれもですね、思うのは、そんな無理して、何か高価なことをやる必要はないですので、ですから、できるだけ低予算に抑えて、そして町民が納得するものという方法ですね、じっくりと町民と膝突き合わせてですね、やっていっていただきたいと。

例えば、高北病院を、今、新築しているわけですけども、そのときも、唐突な話となって、非常に短い期間で不十分だったけれどもですね、町民との話し合いの場を設けましたよね。あれは、緊急で仕方がなかったですけども、もっとじっくりですね、そういったような、例えば、場を設けるとかして住民の声が反映されるようなシステム、そういったものを導入しながらですね、もうちょっと時間をかけてじっくりと、どういったところへ落ち着いていったほうが一番いいのかということを探っていくという形を、ぜひ、とっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

非常に、準備が、私としては全く足りませんので、これで終わってよかったのかなというような気もしますが、終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、8 番松本正人君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時32分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、11番今橋壽子君の発言を許します。

11番（今橋壽子君）

11番今橋でございます。質問の前に、少し私の所見を述べさせていただきます。

今、国政選挙たけなわですが、世界的に混迷した世の中を、皆さんそれぞれの価値観の党派党略で戦っています。私は、何の党にも属しているものではありませんが、政治に携わる者の一人として、次の世代の子供たちのために、大人の役割として、何を守り何を残して、そして改革していかなければならないかと真剣に考えています。

今、地方議員の役割として、地方分権をどのように捉えていくのか、また住民からは、定数削減や給与の問題等の厳しい言葉とともに、議会改革等も論議されることになりました。その中で、 сенだって11月23日、初めて、部落長さんを対象に懇談会を行いました。

その中で、一番気になることは、議員活動が見えにくい。十分チェック機能がされているのか、また、その議論の結果だけではなく過程が知りたいとの要望がありましたので、私たちも、これからみんな、議会改革も含めて検討しております。そうした中、私たちは、4年に1回の審判が下されますが、その議員に新しい立候補する人も少なく、特に若い人の出馬がないことがとても残念です。こうした背景のもとに、私の出番も、あと残り少なくなりましたので、残された通常議会はもとより、その他のことにも全身全霊で佐川町の発展に尽くしたいと思っております。

また、先日、恒例の人権フェスティバル等が行われました。そのときの講師でいらっしゃる金子みすゞ記念館館長さんの矢崎先生の御講演も、とても身にしみるものでありました。また、それ以上に、発表されました小、中、高校生の13名の方々の、いじめや障害者と暮らす体験を踏まえての人権発表には、頭が下がる思いをし

て、大人の私たちが教えていただいた気持ちでした。

特に小学6年生の子供たちの心の成長には驚きましたので、子供たちに負けないよう心がけながら、チェック機能の立場として質問をさせていただきます。

決して、町長がいつも言われている「年寄りをいじめなや」という言葉ではなく、町長や執行部の方々には厳しい言葉となることがあるかとも思われますが、これが一つの奮起の言葉として受けとめていただければ。そして御答弁をお願いします。また、先日より7名の議員の質問がございましたので、重複することもあると思いますが、お答えをよろしく願います。

まず、通告に基づきまして、質問をさせていただきますが、まず、牧野富太郎生誕150年の事業についてでございます。牧野富太郎先生150年事業も後期となり、あと数ヶ月となりました。昨年12月、牧野富太郎博士生誕150年記念事業本部を立ち上げ、副町長が本部長となられ、教育委員会と町執行部とともに、多くの事業に取り組み始めてまいりました。1年間を通してのこうしたプロジェクトの取り組みは、私の知っている限り国体以来のことではないかとも思われます。

高知新聞やテレビでも、いろんな形で放映され、発信され、町内外からも注目されています。私自身も、いろんなイベントや勉強会に積極的に参加させていただきましたが、そのたび、牧野先生の業績の偉大さはもとより、人間の偉大さを再確認させていただきました。

また、各部署部署の担当の職員の底力もかいま見ることができましたし、町内外の多くの方々の牧野博士に対する熱い思いも教わることができ、この事業の大切さと成功を祈る思いで、議会のたびごとに、町長や本部長である副町長の変わらぬ熱い思いを確認しながら質問や提案をさせていただいてまいりました。

それだけに、今では、この牧野博士の生地に住むことの幸せと、何か次の世代へ向けての何かの使命があるのではないかと感じています。特に、今は、牧野博士の化身のような方がペアとなって、身も心も佐川町に寄せて動いてくださっています。お二人は、私たちにははかり知れない見識と情熱をお持ちになられているので、牧野文化の検証をすることに当たり、担当の職員の方々も多くのことを学ばれていると思われます。

継続は力なり、牧野富太郎生誕 150 年記念事業は、24 年度で終わりですが、取り組まれた結果と、残された事業等、牧野博士顕彰事業企画支援の状況をお示しください。

産業建設課長（渡辺公平君）

牧野富太郎博士生誕 150 年記念事業、産業建設課関係につきまして、御答弁申し上げます。

牧野富太郎博士を顕彰する事業として、博士顕彰を目的として、住民組織で取り組める補助事業、1 件当たり 50 万円を上限に設定して取り組んでまいりました。4 月からこれまでに 10 件の事業が実施されておるところでございます。主な事業内容を紹介しますと、牧野富太郎を上演する会による「草木の精 牧野富太郎伝」の上映。佐川町民生児童員協議会による民生委員と佐川中学校の共同による「博士にちなんだ植物の育成学習」佐川史談会が牧野博士を特集した雑誌の発行。さらには、シャッターペイント事業などがございます。

また、同じく補助事業ですが、地域産品を活用した博士を顕彰する補助事業として予算 500 万円、創設しておりました。これについては、司牡丹酒造株式会社様が、約 223 万円の事業費で「花と恋して」という清酒が 4 月末に発売されております。これは 2 年間で 6 千本、2 合で 1 本 840 円ですが、12 月 6 日現在で既に 3,150 本出荷がされておまして、大反響であるというふうに聞いております。

さらには、大々的にやられました、商工会が実施されたものでございますが、牧野博士 150 年記念のとみ富券の発売。これにつきましては、10%のプレミアということで実施したわけでございますが、完売いたしましたして、1,051 名の方に買っていただき、町内の関係商店で使っていただいております。これも非常に大正解であったというふうに聞いてございます。

さらに、補助事業ではない事業であります。博士のゆかりの地を「博士の聖地を歩く」と題してウォークを実施しましたが、これも 4 回開催し、質問議員にも参加していただき、大変御協力していただきましたが、これも大変反響がございました。

来年度以降、こういった取り組みにつきまして、特に、私どもの課では、植物を探索するウォーク、これをやはり、牧野生誕 150 年記念で実施したことを契機として、これをさらに発展していくようにしていかなければならないと考えております。

町外からの集客を図るということで、一定の経済効果も見出せるわけでございます。さらに、現在進めております、牧野公園で進めております博士にちなんだ植物での再生、その取り組み、さらには、上町、西町で進めております歴史的町づくり事業、こういったものに組み合わせていき、牧野富太郎生誕 150 年をベースに大いに地域振興、観光振興、産業振興に図っていけるようにしては、というふうに捉えております。

教育長（川井正一君）

牧野博士生誕 150 年事業につきまして、教育委員会における取り組み状況を 5 点ほど申し上げます。

1 点目といたしましては「牧野富太郎博士ふるさと佐川展」を地場産センターにおいて 4 月 24 日から 5 月 13 日まで 20 日間開催しまして、延べ 1,124 人の入場者がございました。

2 点目としまして、夏休み子供標本教室を 8 月 3 日に開催し、牧野博士生家周辺の植物を採集し、標本づくりを行いまして、21 名の参加がございました。

3 点目といたしまして、青山文庫において、特別展示「日本植物学の父・牧野富太郎」を 9 月 8 日から 12 月 2 日まで開催し、昨年同時期に比べまして、約 500 人の入場者数の増がございました。

4 点目といたしまして、牧野博士のひ孫と牧野植物園の研究者によるシンポジウム「牧野富太郎を語ろう」を 10 月 6 日にさくら座で開催し、約 120 名の参加がございました。

5 点目といたしまして、牧野賞科学展、植物画展、科学研究発表会を 10 月 9 日から 15 日まで、桜座と文化センターで開催し、町内の小中学生が、科学展に 72 点、植物画展に 154 点、科学研究発表会に 12 点の参加がございました。

以上が、教育委員会における取り組み状況でございます。

11 番（今橋壽子君）

ただいま、それぞれの担当の方が発表された中、私もその半分以上は参加させていただいて、私なりに感じたことがあります。特に、ウォークのほうです。それは、室原、鳥の巣の方々が、「いろんなイベントへ参加したけれど、これほど私たちの地域に、こんなすばらしい宝物があるのは知らなかった」という話も聞かさせていただきました。「その大事な宝物を、もっともっと保存して守らないかないね。今までは、ほんとに足もとの宝物を知らなかった」

っていう気づきを教えていただきました。そしてまた、今、司牡丹の「花と恋して」お酒のイメージ的なものも含めて、やはりお酒の味が、また一段とおいしく感じたという話も聞きましたし、司牡丹の産業の宣伝にもなっていたと思います。

そして産業部門では、やはりこれは、ほんとの一つの牧野先生を顕彰することによって一つの産業に結びついていけるという町民自身の気づきっていうものが、今、芽生えたのではないかと、今までしたことに対して、これは私の感想でございますが、これを25年度以降も継続していくことによって、これが成果として実っていくものだと思いますが、それに対して、担当課長の御意見をもう一度お伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

#### 産業建設課長（渡辺公平君）

来年度のことにつきましても、先ほど進んで答弁させていただきましたが、この中で、私どもで実施しました探索ウォーク「聖地を歩く」4回実施しまして、質問議員にも随分お世話になりましたが、また、植物、あるいはこれをリードしてくれるすばらしい方にもめぐり会うことができいております。地元の方はもとより、この専門の方にも出会うことができました。

これこそが、聖地は佐川町だけでありますので、これをさらに続けていく、これが地元をよく理解する、さらには集客につなげていく、あるいは産業につなげていける、さらには健康づくりにつなげていける、と大いにこの聖地を歩くというのは、さまざまな分野に住民がかかわっていけますし、町外の方とも大いに交流、深まりができる行事ではなかろうかと思えます。

そういうことで、これにつきましては、今、組織化の準備をしておりますが、新たな観光振興を図る団体、仮称でございますが、こういったところの中で、中心的に行政と連携を取りながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

#### 11 番（今橋壽子君）

教育委員会のほうからも丁寧に御説明をいただきましたが、私が一番、参加した中で感動いたしましたのは、先日の文化推進協議会のね、そのときの発表が「これこそ佐川町の文化人だなあ、いや、牧野先生は、ほんとに佐川の町を、文化と産業とを心にしながら歩んでくださったんだなあ」ということをまた私自身も感じましたが、子供たちに対する影響は、すごく絶大なものがあったと思えます

が、教育長もこれからを含めて学校行政につけてかかわっていく中で、次、ことしだけではなくて、また、これを糧に次の目標も立ててくださっていると思いますが、今のところ、そういうような構想とかいうものが具体的にありますでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。先ほど言われました文化推進協議会の事業につきましても、町の補助金をいただいて、文化推進協議会が主体になって事業をやったので、教育委員会が主催の事業ということではなかったものですから、私のほうから申し上げませんでした。

なお、来年度以降の取り組みにつきましても、当然引き続きやっていくべきものも残っていると思っております。例えば、牧野賞の科学展でありますとか、植物画展、こういったものは、引き続き来年度もやっていきたいと思っておりますし、また、ことし、青山文庫で牧野博士の特別展示をやらせていただきました。そういった経験もありますので、青山文庫少し今、狭いということがございますけれども、一定のコーナーを設けて、牧野博士の常設展示をやりたいというふうにも考えております。今のところはそういう状況でございます。

11 番（今橋壽子君）

先ほどの事業の中に、いろんな形で民間とかかかわっている官民協働のまちづくりとして、いろんなきっかけづくりになったと思います。民生委員たちの方々も、中学校へ入って一緒にお花を植えるとか、まいたとか、そういう声もいっぱい聞いておりますが、これが本当の、これからも官民一つになれる大きな一歩だと思っておりますので、本部長となられて、いろんな分野で気にかけてくださった副町長の、これからの、この牧野事業を生かしていくための構想とかいろんな思いがあれば、聞かせてください。

副町長（西森勝仁君）

11 番今橋議員さんから、牧野富太郎博士生誕 150 年記念イベントが終了するわけですが、今後これをどういうふうに生かしていくかというようなお尋ねであろうかと思っておりますので、本部長として総括的に御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、博士の記念イベントにつきましても、産業建設課そして教育委員会のほうからるる御説明がありましたけれども、今橋議員さ

んも御承知のとおり、このイベントにつきましては、町内外の団体あるいは多くの人々の御協力を得ながら、昨年1月18日、この日は牧野さんの命日でありますけれども、この日に博士の生誕地、そして墓地とか、こういったところの清掃を行い、墓前祭を皮切りといたしまして、牧野富太郎博士生誕150年記念イベントがスタートしたわけでありまして。

そして、その中で、新年度になりまして「牧野富太郎とそのふるさと佐川展」を皮切りといたしまして「牧野富太郎の聖地を歩く」そして「とみ富商品券」発行など、イベントの数として25を実施いたしました。

また、RKC高知放送「土佐のむかし話」において、牧野富太郎博士生誕150年記念特別番組を放送し好評を博したことは、皆さん御承知のとおりと思います。このほかにも、懸垂幕とかあるいは町内の各施設、道路などにのぼり旗を設置するなどし、また高知新聞におきましては記念広告も出したりなどいたしまして、14件のピーアールを行ってきたところでありまして。合計しますと39件、来年の1月18日に予定しております墓前祭で最後になりますけれども、それを入れましたら全部で40ということになります。金額にいたしまして、約2,600万円ほどになります。

この2,600万のうち、大きなものは「とみ富商品券」500万であります。これに事務費を入れますと560万円、そして住民向けの150年記念事業補助金、これには笹ユリ鑑賞会、この前の牧野音楽祭、ミュージカル、そして今度の日曜日に開催されます演劇「草木の人牧野富太郎伝」など10件でありまして、これが500万。また、商工業者向けとしまして、司牡丹酒造から発売をされました商品名「花と恋して」などに予算としましては500万円となっております。

そして、この記念事業も先ほど言いましたように、来年の1月18日の命日をもって一応終了する予定となっておりますが、そこで、議員お尋ねの、これから、この実績を無駄にせず、さらに、ホップ・ステップ・ジャンプとつなげていくべきではなかろうかという御提案であろうと思います。

確かに、一定のにぎわいはあったというふうには思っておりますが、牧野関係の事業も、高知新聞などでよく報道されておりました。例えば、五台山の、人並みに比べて少なかったのではないかと。いかがなものだったかという思いはしております。

それはまあ、五台山という高知市の立地の利もさることながら、五台山の植物園には、御承知のとおり、いろいろな四季四季それぞれの花や草がたくさん植栽されておりまして、そして、その見て回るにもですね、ほどよい1日コースの散策コースとして整備されており、そしてまたレストランとか飲み食いができ、そして土産なども買える場所があり、そういったショップがあり、ゆっくり1日家族づれ、あるいは友達で堪能できるという魅力があったから、多くの人があんなに集まったのではないかというふうに思っております。誰しも計画を立てるとき、そして行き先を決めるとき、ここに大きな違いがあったのではないかというふうに思っております。

佐川も、昔は、大先輩方に聞くとおるところによりますと、花見シーズンになると、高知から臨時列車が出て、佐川駅から奥の土居まで、行き交う人の波だったというふうにも聞きますし、そして商売人も、店頭に出すものは皆飛ぶように売れたというふうに、よくお伺いをいたします。

このころと同じくして、これは前にもお話をさしてもろたかもわかりませんが、昭和27年ごろだったと思いますけれども、牧野富太郎博士から「佐川繁栄の一助」と題して、当時の佐川町に提案がっております。

この内容は、博士が「私も元来佐川人だから、佐川の繁栄が気にかかる。佐川が繁栄するには、佐川に人が来てもらわなければならない。そのためには、佐川は化石が有名だから化石を展示せよ」と。そして「化石の名前がわからなければ、学者に聞いて説明をつけよ」といった提案であります。ほかにも、佐川の栗はうまいので、特定の場所の栗でありますけれども「あれを増やして売れ」と、こういった提案を何度かされております。

さて、この提案のように、佐川に人が来てにぎわってもらうにはどうしたらよいかということではありますが、それは今の時代に合った魅力あるスポットづくりが、これが必要ではなかろうかと思えます。

るる、先ほど来、生誕150年記念事業で、いろいろなしかけはしてきたことにつきましては、御報告をいたしましたところでありますけれども、これを通じて、いろいろな動きが出てきております。牧野公園のリニューアルもさることありますけれども、古城山のあの下のほうに、今、バイカオウレンの、これは質問議員さんも一緒に

なってやっていただいておりますけれども、バイカオウレンの群生群をつくる計画、もう既に種がまかれておりますけれども。

また、佐川中学校の生徒と民生委員さんが一体となってガンゼキラン、これも植えていただいておりますし、また、来年にはフジバカマなども、博士にちなんだ植物を、いろいろこれから植えてくれるということを聞いております。そして牧野富太郎博士の聖地に、この付加価値をつけまして、このエリアを広げていけば、五台山に負けないエリアができるんじゃないかというふうに思います。そして、植物を愛する人は、一度は行ってみたいと。正真正銘の植物のメッカというふうになってほしいと思います。

さらに、これからの計画でありますけれども、これは、西日本科学さんに委託をいたしまして、あの散策道の延長、延伸の計画をする予定を立てております。これをさらに、もっと延ばしまして、古城山の頂上、てっぺんまで延ばし、そしてその道ばたに、いろいろな牧野さんゆかりの植物、あるいは木なども植栽すれば、すばらしい1日コースくらいになりやしないか、というふうに思っております。

また、古城山の頂上に上がりますと、今は道なき道のようなもので、大変険しいんですけれども、あそこに上がれば、今なお、二の丸か三の丸かよくわかりませんが、そういった跡がありまして、また、コケむした瓦、あるいは古井戸などが残っております。あそこにじっとたたずんでおりますと、どことなく荒城の月のメロディが流れてくるような気がするようなところであります。

荒城の月の歌詞にもありますように、まさに古城よ一人何忍ぶ、の感がするところです。さらに、この頂上からの見おろし、これはまた抜群でありまして、イメージで言えば、高知城の天守閣から見おろすような感じではありますけれども、お城の天守閣は東西南北ぐるぐる回らなければなりませんけれども、あそこに立ちますと、自分でぐるっと回るだけで、一回転するだけで全部が見渡せます。東を見れば上郷、それから少し右向けば永野、斗賀野、尾川、桂、川内ヶ谷、下山、荷稻といった、こうぐるぐるっと見渡すことができますし、またすぐ足もとを見れば、上町、そして反対側を見れば、室原とかいった岡崎とかが見えるすばらしい景観です。

昭和 62 年ごろだったというふうに覚えておりますけれども、ふるさと創生事業の、これが始まるころに、町民から募集したときに、

その案の一つとしまして、ここに城をつくったらという案が提案されて、当時、昭和 62 年だったと思いますけれども、佐川築城基金が創設されました。これは民間からも浄財をいただいて、基金を積んでいったわけでありまして、その基金の総額は約 3,000 万、2,800 数十万になっていたのではないかと考えておりますが、よんどころない事情がありまして、平成 16 年に、これは全額取り崩しており、今はないわけでありまして、この古城山に散策道をつくるとし、そして小さな展望台をつくるとし、地権者の同意さえあれば、お金は大してかからないというふうに考えております。そうしたら、町民もぜひ行ってみたい見晴らしのいいスポットに絶対なると思います。町民が行きたくないようなところには、外からは人は来ません。

そして、来年、上町の街なみ整備もほぼ完了します。これと一体となって、さらにまた永田議長さんがよく言っておられましたけれども、佐川の偉人館のようなものをつくって、そこに佐川の偉人たちを入れてもうたら、これはまた最高じゃないかというふうに思います。

今のろう人形は、ほんとに恐ろしいほどリアルに、よくできておられて、このろう人形で深尾公、あるいは伊藤蘭林、田中光顕、牧野富太郎、広井勇、土方寧など、いろいろな候補は、もうたくさんおると思います。佐川の巨星は何と言っても、牧野富太郎さんや田中光顕伯であります。このほかにも、星でいえば一等星や二等星のように、またさらに、ポーっといぶし銀のように、いわゆる知る人ぞ知る的に光っている星もたくさんあろうかと思っております。

その一つ、私が思うのは、その一人で、砂止出身の医学博士で氏原佐蔵さんです。佐川の佐に、蔵と、蔵と書きますけれども、さぞうではありません。すけぞうと呼びます。彼は、小学校を出て上京し、苦学して東京医学校などで学び、そして外務省の防疫技官、疫病を防ぐ防疫なんですけども、防疫技官とされました医学博士であります。彼は、英語、ドイツ語、フランス語など 5 カ国に精通をしておられて、各省の国賓の接待などをしておりまして、大変重宝されておられたようですけれども、国賓の接待中、勤務中に倒れて、昭和 6 年、46 歳で亡くなられております。

また、三野出身の天文学者山崎正光もしかりであります。彼は 19 歳でアメリカに渡りまして、英語と天文学、数学などを勉強するか

たわら、研磨技術も習得したようでありまして、岩手県の万国緯度観測所に勤務しているときに、自分で磨いた望遠鏡で、あのクロムメリンすい星を発見しまして、その発見者としてもよく知られているところでありまして、虚空蔵山にも記念天文台があります。このすい星は、28年周期なようですので、来年の10月ごろに、そろそろ来るじゃないかというふうにも思います。

このように、佐川の偉人を挙げれば、枚挙に、ほんとにいとまがありません。これだけ狭い地域、エリアに、これだけの学者が出たという地域は世界に類がないようでありまして、文教のまちのゆえんではなかろうかというふうに思います。

こうした群像を展示しまして、今あります地質館、青山文庫、また高知県三大名園の2つが佐川にあります。この青源寺と乗台寺の池泉式の庭園、そして来年、ほぼ完成します上町の町並み、これを点と点で結び、そして面的に活用することによって、梶原の維新の群像、あるいは野市の坂本龍馬歴史館、香北町のアンパンマンミュージアム、これらに比べても決して引けをとらない観光スポットと。脚光を浴びるものというふうに思います。そして、町がにぎわえば、商売も当然繁盛しましょうし、ビジネスチャンスもいくらかでも広がってくると確信をしております。

こうして、次の世代につなげていきたいというふうに思っております。以上です。

#### 11 番（今橋壽子君）

さすがは本部長だけあって、一番最初にスタートしたときの思いと変わらず、それ以上に、今、心の中で、熱いものが燃えたぎってきているのではないかと改めて敬意を表したい気持ちで、今、報告を聞かさせていただきました。と、ともに、報告と一緒にまた次へ向けてのワンステップ、ステップ・ジャンプというようになっていくようなまちづくり構想までを、今、お答えくださいましたので、そういう気持ちが無駄にしないように、私たち民間レベルでもできることを多くの方々に声をかけながら頑張るって、新しいこの文教のまちづくりの一つの礎にしていきたいと、また新たな気持ちで受けとめましたので、ありがとうございました。

せんだって、それこそ伊藤蘭林先生の顕彰碑の建立された記念にも私も参加させていただきましたが、そのときにも、これ、表紙にいただいてある、佐川には本当に、副町長が言われましたように、

すばらしい人が、もう数え切れない人、おるということを私も勉強さしてもらう中で、知的財産が佐川にこんなにあるものを、もっとこの牧野先生とともどもに顕彰しながら生かしていただいたら、佐川町はどこの町よりも誇れる町になっていくのだと希望を持つことができました。

それで、特に、もう一つ感動したことがありますので、この場で、ちょっと、それへ参加されてなかった方々にもちょっとお伝えしたい気持ちがありますので、ちょっとここで朗読させてもらいますが。

先日、子供たちの牧野音楽祭ということがありまして、子供たちのミュージカルを見させていただいたときに、副町長も最後までいらっしゃったので、きっと感動したことと思います。議員の中で、2、3人おいでの方方もいらっしゃったと思いますが、なかなかお忙しい折に、皆さんは参加できなかったもので、お伝えしたいと思いますが。

牧野先生の、最後に、植物採集行進曲というのが、皆で歌いました。その中で、すいません、これは歌った歌は、牧野富太郎をたとう歌ということで、前の牧野植物園の山脇哲臣先生の作詞で、作曲が武政英策さんかな、あの南国土佐をつくったね、あの方の歌をみんな会場の者が心を一つにして歌った歌もございますが、牧野先生がいつも、副町長も言われましたように、いつも佐川のことを思いながら、またこれを産業に結びつけていったらいいという思いを、この歌に託して詩がありますので、ここで朗読させていただいて、皆さんと共有させていただきたいと思います。

「大きい草木をもとでに使い、産業工業盛んに興し、民の暮らしを一層よくし、国の富をも増やしましょう」というのが4番の歌詞です。5番が「草木かわいい心を広め、愛し合いましょう我らの同士、思いやりさえこの世にあれば、世界や平和でばんばんざい」ということがあります。牧野先生が、本当に佐川の地を愛し、そして佐川の発展を願った気持ちがこの曲に凝縮されているように思っていますので、これを無駄にしないように、また次のステップ・ジャンプにもっていけたらと願っております。

それと最後に、総務課長に御質問させていただきますが、この大事な、佐川町には、牧野先生の命名された草花とか、現実に草木がいっぱいある中へ、これを前へ出すだけではなく、またそれを守っていくための基本条例を、保護条例をつくるというお約束をしてい

ただいたように思いますが、できてますでしょうか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。先般の議会で、植物に関する先ほど言われました条例についての策定については検討するという事でお答え申し上げまして、ただ、種々ですね、いろいろ検討せないかん課題がありまして、例えば、民地の場合はですね、民地の場合は、その辺を、例えば、一定の対象の区域というふうに設定したりする場合にですね、保護対象区域をですね、そういう場合に、その民地なんかがどういう形で、この条例を定めた場合に支障があるかどうか、とかですね、いろいろ検討するところがございまして、今、まだ現在検討中ということで御理解いただきたいと思っております。

11 番（今橋壽子君）

検討中は、いつまで続くつもりでしょうか。

総務課長（岡林護君）

ちょっといつまでということでは、ちょっとここではお答えできないですけど、もう少しお時間をいただきたいというに思っていますんで、もう少し検討の時間をいただきたいと思っております。

11 番（今橋壽子君）

やはり、この 150 年を記念にするというのが、一つの値打ちもあると思っておりますので、ぜひ積極的に研究せられ、いい保護条例ができますことを頼んでおきます。よろしくお願ひします。

これは余談になるかもわかりませんが、せんだって、私も松山のほうへサロンの研修に行ったことがあるんですが、そのときに、やはり、ちょうどそこで責任者として発表してくださった方が、ちょうど高知県出身の方で、いろいろと教をいただいて帰ってきたことですが。そのときに、やはり私も行った以上は、習うばかりでもいけないので、ちょっと佐川のピーアールもしたいなあと思って、牧野先生のことをちょっとお話ししていただきよったら、「いや、牧野先生は高知の人やないかよ、佐川の人やったあ」というような感じですよ。

というのは、やはりその方は、高知からいつも松山のほうへ 33 号線を通って行かれていたけれど、佐川は、いつも通り越しよった、と。けど、「そういうような拠点としてあるならば、また行かさせていただきます」というようなことを言ってくださいました。「まだまだ、これから私たちは、牧野先生の顕彰をしながらまちづ

くりをしますので、また、再度いらしてくださいね」っていうようなお話をさして帰らしてもらったんですけれど、やはり一人一人が、この聖地に住むことを誇りに思いながら、一人一人が自分のかかわっていける人に、牧野先生とかいろんな方の知的財産のある佐川町をピーアールしていくことも大事なことはないかと思しますので、これを機会に、住民の一人一人が、また佐川の宝物に自信と誇りを持って毎日が過ごされるように願っていきたいものです。牧野先生の生誕 150 周年につきましては、これで質問を終わらせていただきます。

次に、教育行政について、でございます。文教のまち佐川町と唱えられていますが、文教のまちとは、伊藤蘭林塾や名教館、そして川田文庫等で学ばれた先人たちが生まれ育ったころのことであり、今では、文教のまちとは名ばかり、学力等に高い志を持たれた方々は、高知市内等に出かけ学ばれています。町長は、文教のまち再生と言われて、川井正一氏を教育長としてお迎えになられ、川井教育長は、何事にも敏速に取り組まれ、職員や学校長等の何かとコミュニケーションや連携を持たれていることにより、少しずつ変化もあらわれていると敬意を表させていただいております。

特に、今、文教のまちとして、他の市町村に対して一番誇れる部分は何なのでしょう、と考えていたとき、二人の方よりいじめの相談がありましたので、9月議会で、いじめの状況等を質問させていただきました。

その後も、保護者や地域の方、学校現場の多数の方々に、お話をお伺いしていると、少し気になることが何点かありましたので、4点ほど質問させていただきます。

1つ、開かれた学校として、それぞれの学校の特色や状況を教えてください。そして、それぞれの学校に、佐川町に住んでいる教員がどれだけいるのか。3、男性と女性の教員の割合はどうなのか。そして、先日行われたような人権フェスティバル等の教科以外のものにどれだけ参加しているのか。この4点ほどを教えてください。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。まず、開かれた学校づくりということについて、お答え申し上げます。開かれた学校とは、家庭や地域社会と連携、協力する学校のことでございます。学校と、家庭、地域の連携協力は、大きく3つの側面から成り立っています。

第1に、家庭、地域との相互理解に基づき、家庭や地域の意向を反映する学校運営であります。各学校においては、保護者や地域の方々、子供たちからなる開かれた学校づくり推進委員会や教育懇談会を開催し、学校の教育活動の現状などを御報告するとともに、さまざまな御意見をお聞きし、学校運営に反映することとしています。

第2に、学校に地域の資源や教育力を活用することです。各学校においては、ボランティアによる読み聞かせ活動や食生活改善推進協議会による調理実習など、地域の御支援をいただいております。また、斗賀野小学校では、校庭の芝生の整備や農業体験、尾川小中学校では、尾川踊の指導や農業体験、黒岩小中学校でも四ツ白の太刀踊の指導や農業体験などで、保護者や地域の御支援をいただいております。

第3は、学校が地域の一員として積極的に地域社会に貢献していくことです。各学校では、ペットボトルのふたやプルタブ収集を行うとともに、斗賀野小学校、尾川小中学校、黒岩小中学校では、地域のお祭りや敬老会などの行事に、子供たちが参加するとともに、佐川中学校の吹奏楽部は、保育所や地域のお祭りで演奏なども行っています。また、佐川中学校では、ボランティア活動を行う「幸せクラブ」を結成し、毎月2回、定期的に地域の清掃活動を行うとともに、各種イベントの手伝いや牧野公園の植えかえ作業などの奉仕活動を行っています。

こういったことが、開かれた学校として、各学校で取り組まれております状況でございます。

次に、佐川町内に住んでいる教職員の数でございます。現在、佐川町内には、7つの小中学校がございます。その中に、県費負担教職員として県教委が採用して各小中学校に配置している者が、合計112名おります。そのうち、佐川町内に住所を有している者が21名、約20%程度ということになっております。

次に、男性、女性職員の割合でございます。112名のうち男性が46名、女性が66名、比率で申しますと、男女比が、男性が4割、約。女性が約6割ということになっております。県下全体の平均を見ますと、小中学校合わせて、男性が36%、女性が64%ですので、若干男性の比率が高いというような状況でございます。

それから最後に、人権フェスティバル以外等への教職員の参加状況についてというお尋ねでございました。町内の各地域で行われま

すさまじな行事への教職員の参加状況につきましては、私どものほうで具体的に把握しておりませんので、その状況はわかりませんといった状況であります。しかしながら、保護者や地域から信頼される学校づくりを推進する上におきましては、教職員が地域のさまざまな行事に参加することなどを通じて地域を知り、地域に親しむことは大変重要なことですので、今後とも教職員の地域行事への参加については、積極的に声かけをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 11 番（今橋壽子君）

やっぱり、開かれた学校というのが、必要性を、どこからそういうことの必要性を感じてきたかと申しますと、やはり学校の先生だけでは、やはり学校で子供たちが学ぶ時間としては一番多いんですが、接触する時間、多いんですが、やはり先生方も、まだ人間としてはまだ、未熟なところもありますでしょうし、そういう若い先生方に習うことによって、学力は高くなっても、やはり人間としての心の豊かさが足りない場合には、いじめとかそういう問題が起きてくる場合があるので、そういう意味では、もっと地域の住民力というか、住民の人に育てていただければ、子供たちの成長に障害をもたらしていく可能性が多いということで、ぜひ、これを積極的に取り組んでほしいという現場の声も新たに聞きました。

一応、学校方針としては、そういう打ちかけはしているんだと思いますが、まだまだ足りないのではないかと思います。特に、私は、ほかの学校へは余り行くことはないんですが、斗賀野の小学校はいつもオープン化されておりますので、また、校長先生の考え方そのものにも、やはり子供たちは地域で育っていくんやし、学校では完璧な子供はとてとてよう育てていかないから、学校の足らんとところを地域にお願いしよります。地域にお願いして助けてもらいよります。どうかどうかってというような気持ちで、いつも低姿勢で、住民の力を引き出しながら、いろんな懇談会を本音で、地域の人に提案しながら、また取り組んでいるので、いやー、すばらしい学校だなと思いますが、まだまだこれからは学校の空き室を利用して、もっと地域の父兄方が高齢者とともに、地域活動というか、ふれあいサロンのようなもので、そこにいる地域の方が行くことによって、子供たちのいじめが、やはり心の癒しとしてお年寄りを頼ってくることも必要ではないかと思えます。

と申しますのは、やはり、今の先生方は、若い先生方は、文部省の動向にまとまった教育をしているとは思いますが、やはり今の社会、核家族とか、また競争社会で育った先生方です。個人主義も含めて価値観が全然違いますので、やはりそういう中へ、お年寄りの方のゆったりした時間と経験を持った方が、気軽にもっと入っていけるようなサロンのような空き教室を利用するやり方とか、そういうものは、その地域地域では考えてませんか。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。開かれた学校という話でございますが、要は私ども、日ごろから校長会などを通じていろんな話をする中で、共通認識として持っておりますのは、教育というのは、もう既に学校だけでは成り立たない、それはもう学校現場の全ての教職員を含めて、そういう認識を持っております。

教育は、学校、家庭、地域、この3つの柱で、バランスよく支えられて初めて成り立つものだと、そういう基本認識でございます。ただ、昨今の状況を見てみますと、家庭と地域の教育力の低下、それを受けまして、本来であれば、家庭や地域で担っていただく部分が、学校に過度に依存してきている、これが最近の状況ではないかと思っております。

そういった中で、学校の教職員の多忙化の問題も含めていろんな問題が起こってきておる。そういった中で、今一度本来への3本柱で、やはりいくべきだというふうなことで、今、学校で全てを抱え込まない、できるだけ、学校の情報はオープンにして、地域で、あるいは家庭でやっていただくべきことは積極的に学校から情報発信していこうというふうなことでございます。

ただ、学校がそうかといってやるべきことを何もしないということではなくて、家庭なり地域が、できない部分は当然、学校としてやらざるを得んというような状況にもあるというふうに思っております。

本来は、やはり教育というのは、昔から言われてますとおり、家庭でしつけ、学校で学び、そして地域で育てる、という本来はこういうあり方が教育のあるべき姿でないかとは、思っております。

ただ、そういった部分で、今、その3つの役割が、なかなかうまくいってない現状がございますので、そういった中、できるだけ学校の情報発信をして、地域、保護者の皆さんにも、それぞれの役割

をしっかり果たしていただけるような中で、開かれた学校づくり、あるいは教育懇談会等開いて、各校で取り組まれておる。今後とも、そういった基本方針のもと、地域の力をお借りして開かれた学校づくり、地域とともに歩む学校、そういった方向で進んでまいりたいと考えております。

#### 11 番（今橋壽子君）

開かれた学校についての取り組みはわかりましたが、次に、それぞれの学校で、佐川町に住んでいる教職員がどれだけいるかということ、というのは、やはり子供たちの環境を、やはり知るといふことは大事やと思います。

それで、今、学校の先生方も、通われている人は、やはりその通う時間とかいろんなものが制約される中で、子供とかかわっていくことと父兄とかかわる時間が少ないんじゃないかと思えますし、また、そういうもので、あくまでも佐川で、住んでいただけるような働きかけとか、そういう人事に対しての、教育長の今までのポジションでおられたいろんな見地から見たときに、そういうような要望とかそういうものの形はできにくいものではないでしょうか。

#### 教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。まず、教員の人事は、最終的には県教委のほうでなされるわけです。県教委が、毎年、教職員の人事異動方針を出しております。本年も、11月に出ております。その人事異動方針では、広域人事を行うというのが、一つの方針として出ております。

この考え方といいますのは、全県的な教育水準の向上や学校の活性化を図るため、教職員のキャリア形成を勘案しながら、広域人事異動など、多様な人事交流を進める。というのがございます。

従来でございましたら、高岡地区というある程度限られた中での教員の人事異動というのが多ございました。しかし今は、高岡地区に限らず、幡多地域、また高知市周辺地域との多様な人事交流、そういったことを通じて、学校の活性化を図っていくんだという基本方針がございます。

そういった中で、私どもが県教委とヒアリングする中で、地元におる先生が、当然、佐川町内に在住されておる先生も結構おいでます。そういった方々が、現在、例えば越知あるいは仁淀川町、そういったところに通勤されておる先生方もおいでますので、一義的に

は、できるだけ佐川町内においでの方がおれば、佐川町内の学校へお願いしたいということは申しておりますが、また、一方では、教員の人事というのは、基本的に5年以上同一校で勤務した場合は、人事異動の対象になるという、これも人事異動の基本方針で出ております。

そういった中で、教職員の方に、例えば、高知市なり、その周辺に住んでおられる方に、佐川町内に住居を構えてほしいということをお申しますと、まず、町として教職員住宅を構える必要が最低あるのではないかと思いますし、また、二重生活になって、教職員の負担も増える、そういった経済的な面もありますので、今の時点で、私どものほうから他の市町村から通ってくる教職員に対して、佐川町内で住んでほしいということは、私自身の立場からは、申し上げにくい。

ただ、県に対しては、できるだけ佐川町内における教員の方を佐川町内の学校に配置していただきたいということは、これまでもヒアリングの中でも申しております。今、そういった状況でございます。

#### 11 番（今橋壽子君）

それと、男性と女性の教員の割合ですが、これも、佐川町独自で決めていけるものではないと思いますが、やはりこれは、採用の時点で、やはり女性は勤勉な方が多いので、採用のときには学科試験は通ると思いますけれど、実際、現場では、やっぱり必要なのは、男女が、半々とは言えないけれど、スポーツ関係とか学校内でもいろんな立場で、男女の比率が同じような形になれるような方向はないのかということも父兄の中から、ぜひ、そういうところも質問してほしいということでございますが、そういう県に対しての要望とか、指定はできませんでしょうかね。

#### 教育長（川井正一君）

各学校から、まず、人事異動の前には、校長先生方の御意見をお伺いして、それをもって私自身が県教委と人事ヒアリングをしておるということでございます。

そういった中で、各学校からは、やはり一定数男性教員の数がほしいというお話をお聞きしております。ただ、県全体の男女比を、先ほど申し上げましたが、例えば、小学校ですと、男性の比率は29%、約3割。女性の比率が71%、約7割。3、7で、女性が多ございます。そういった中で、佐川町の各学校を見てもみますと、小学校につ

いては、おおむね県下とほぼ等しい割合になっておりまして、佐川町だけ特段に男性教員をとすることは、なかなか厳しい状況にあると言わざるを得んと思っております。

ただ、中学校になりますと、今度は逆とまではいきませんが、県下全体で見ますと、男性が48%、女性が52%ということになってまいります。やはり中学校にいけますと、やや男性が増えるわけなんですけど、教科、中学校になりますと教科の関係がございます。いわゆる算、国、理、社、そういった教科ごとに教員の男女比のアンバランスもみられます。特定の教科では女性が多いけれども、ある特異の教科にいくと男性が多いとか、特に社会関係は男性が多い。特にスポーツ関係の部活動指導をされる先生方も社会の先生方が結構多いとか、あるいは体育関係の教員も男性が多い。

いろいろ要素がありますが、学校の意向を十分お聞きしながら、私自身としましても、学校面に支障が生じることがないように、男女比は、一定の割合を保つようには努力してまいりたいと考えております。

#### 11 番（今橋壽子君）

やはりこの県教委の方針が一番に優先されるものだと思いますが、あくまでも佐川町立として、そしたらその分、特に弊害がなかったらそれはそれでいいんですけど、私の調べている中に、やはりそういうものが、ちょっとしたきっかけになっているという、いじめの問題のきっかけになることもあるということを知りましたので、改善できるものは、県教委のほうでも努力していただきたいし、そして特に、あくまでも佐川町立ですので、町長の御意見も、足らん分のは町で補っていくとか、そういう方法で、町長は、文教のまちの再生という一つの提案の中で、何か名案はございませんでしょうか。

#### 町長（榎並谷哲夫君）

今橋議員さんの大変、レベルの高い、そして微に入り細に入る質問です。先ほど来、担当の教育長また課長、副町長、牧野の含めて、大変答弁を丁寧にさしていただいたつもりでございます。

その中で、今、議論になっております先生の赴任地での居住、そして男女間のバランス、そうした質問であろうと思います。基本的には、これは町立でございますけども、御案内のように、今の制度的には全て、町が営んでいるということにはなりません。これは、

国が全部やっております、その教員の配置等、給料等につきましても、町費で払っているもんじゃございませんから、町立とは申し上げましても、経営そのものは国というに、私は思っております。

その中で、今の、私もこの年齢ですから、過去、小学校にも通った事例も、その時代のことも記憶しております。そうした中で、やはり先生は、その地でおって、ほんとに寝食をともにするくらいの形が、実際はいいと。個人的に私は思っておるわけでございますけども。

ただ、今の生活様式、そして戦後の、この 67 年の教育過程を見たときに、なかなか個人の生活までなかなか束縛できないということございまして、このことは、思いとしてはありますけども、それを、例えば県なり、国なりに、こういうことをせえというのは、なかなか町立とは言え、私も言いにくいかなあというに思っております。

また、男女の差でございまして、これは通常、よく言われております。私も、よく見聞きをいたしております。特に、小学校の先生、女性の先生が多い。だから男性の先生がちょっと珍しいなあという状況ですけども。これも、今までの状況の中で、やむを得ないかなあということで、思います。

そして、先ほど来、ちょっとお話をお伺いしますと、今橋先生は、よく男女共同参画というふうに言われておりました、女性と男性との区別はしたらいかんというに思っております、今回、その男性の先生を増やすというのは、ちょっとそのあたりからちょっとはみ出たかなあというに、私、そういう感じを受けながら、お答えをさしてもらっておりますけども、やはり私は、今の女性がいかんということやないと思います。

だから、父兄にしても、私たち古い人は、やっぱり、その当時は男性の先生が多かったですから、その思いがあったと思いますけども。今、やっぱり戦後のこうした履修要綱の中では、これの差はあったらいかんと思います。やっぱり、私は、これは自然の成り行きで、これ以上男を増やすとか、女を増やすとか、そういう時代じゃないんじゃないかということ個人には思いながら、答弁をさせていただきました。

教育長（川井正一君）

私からも、少し、先ほどは、私は、男女比の状況なり県教委に対

して、人事ヒアリングの中で、さまざまな学校の要望を受けてお話をしてまいりましたことを申し上げましたが、私の基本的考え方としましては、確かに、佐川町内に住んでおる教員が、佐川町立学校に多くいることに越したことはないと思っておりますが、基本は、力のある先生、生徒に寄り添うことができる先生であれば、私は、住所、男女は問わないという基本姿勢で人事異動には臨んでおります。以上でございます。

#### 11 番（今橋壽子君）

町長に、ちょっと反論させていただきませんが、次の問題で、男女共同参画の質問もさしていただきますが、やはり、環境、男女といいましても、やはり性差はあります。やはり視点も違います。それでそれをバランスよくというのだから、それで、区別するというわけじゃあないわけです。

やはりそれぞれの持っている特性を、やはりお互いがお互いを刺激というか、いろんな面で、啓発していくとか、そういう面では、やはり視点は違うと思うので、やはりそういう視点の展開から提案しているだけで、また、そして今の現状が、やはりそれで完璧でないから、いろんな形を精査していくのが、一つの、教育改革の一つではないかということで提案させていただいているわけですが。

町長の子供さんも、教員をされているということで、お聞きしております。ちょうど土佐町の、私たちのふるさとのほうで、教員をされているということを聞きまして、そのときも、やはりその町に住んでいるので、地域の人が本当にいろんなものがあつたときに、すぐ、先生の手助けをできるんやけんどね、とかというような話もいっぱい聞かさせていただきましたので、その宿舎を構えるとか、そういうものの施策さえあれば、そういう教員をお迎えすることもできるかもわかりませんし、一番大事なことは、やはり佐川町にとって、文教のまち、人づくりのまち、先人が築いてきたその過程は、やはり佐川ならではの対策をして頑張ってきたことが、優秀な人材を生み、育ててきたのではないかと思います。

それで、一つの質問にもっていきますが、やはり今、佐川町で、文教のまちとして、町長が一番、教育長にもお聞きしますが、今まで外から見た佐川町の文教のまち、そして、それを願った町長の気持ちを、ここで確認したいと思いますが、他の市町村に向けて、一番誇れるものは何なんでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えをさせていただきます。文教のまち、これは今、よく私どもは口にしております。その中で、今は文教のまちじゃないじゃないかと、そういう反論も、もちろんいただいております。ということで、私は、文教のまち、この言葉の意味というのは、この佐川町、御案内のように、縄文時代から人は住んでおりますけども、今の、今の現代社会のもとになりました佐川町の文化というのは、私は、深尾 400 年の、この歴史だと思っております。

その中で、きのうきょう、こうした人材を輩出したものじゃなくて、やはり 4 世紀をかけて教育というのをずっと行ってきて、それで初めて、世の中ががらりと変わる明治維新前後に、偉大な世の中に、今の現代社会に役立つ人間を多く輩出してきた。この歴史が、私は、佐川を文教のまちと言われるゆえんじゃないかと、そういうに私は思っております。

その中身としては、先ほど、牧野の関係の中で、副町長が、偉人の輩出を列挙しましたので、ここでは重複しませんが、私は、文教のまちの意味合いというのは、そういうことだと思っております。

そうした意味で、これから、この今の教育の中身、これは戦後の 67 年というのは、やはり得たものもありますけども、やっぱり日本人として、随分失われたものもあるんじゃないか、というに思っております。先ほどの議論の中で、開かれた学校、そして、学校が今、求めておるのが、先生だけじゃなくて、やっぱり家庭、地域と、こういう 3 本柱というふうに、教育長からもお答えをさしていただきましたけども、その 3 本柱が、平等に働いてないという状況が、今、続いておまして、それが、いろいろな形で、何もかもいかんということはないですけども、やはり日本人の心というものが、若干、どこかに置き忘れてきたような状況であるというに思っております。

そうした意味で、そういう反省に立って、これからの 50 年、100 年を、先の、見据えたときに、教育、学校現場の教育をどうするかということは、これは時間をかけて、お互いに議論をし合いながら進めていって、再度、佐川が、100 年先に、やっぱり文教のまちだったと言われるような、そんな状況に、思いとしては、持っております。しかしながら、さまざまな制限がございますから、それは難

しゅうはございますけども、思いとしては、そんな思いを持っております。

その中で、やはり、私は、家庭。そのことが大事だということと、そしてもう一つ、先生たちが、今、ほんとに自分の力を、発揮しづらい状況になっておるということは、これは議員の皆さんも、いろいろな場面で、承知をいたしておるんじゃないかというに思っております。

学校現場へのアドバイスが、逆に先生方を、どうもやっぱり殻に閉じこめてる部分もあるんじゃないかというような、そんな思いもしながら、今、こういう佐川町で、学校をどうしていくかということ、これはなかなか難しゅうございますけども、教育委員会ともども、学校の先生方も、これから先の教育というのは、どういうあり方をしていかないかんかということも考えながら取り組んでまいりたいというに思っております。

先ほど、私が、男女共同参画で、ちょっと出過ぎたようなことを受けとめられたように思いますけども、私は、やっぱり今、教育長も話をしましたように、今、もう男女の差というのはあったらいかんと思います。

ということで、力のある、役場の職員も同じです。今、随分と、女性の職員も増えてまいります。それは、力です。社会がそういうに、受け入れた状況になっておるということを、ぜひ、理解願いたいと思います。

再度申し上げますけども、文教のまちという、現在の、私は状況じゃなくて、歴史的な背景の中で、文教のまち佐川というに、私は、標榜しておるというに、私は、そういうに、認識をいたしております。以上です。

教育長（川井正一君）

文教のまちとして一番誇れる、という御質問でよろしゅうございましたでしょうか。

（「はい」の声あり）

私、まだ、佐川町へ来て3年足らずでございますが、さまざまな場面で、文教のまちということは、聞いておりますし、文教のまちを、私自身が実態、名前だけではなく実態として文教のまち佐川町にするために、頑張らなければならないというふうには思っております。そのために、学校教育の場面におきまして、さまざまな取り

組みもしてきております。

文教のまちとして誇れると申しますと、やはり偉大な先人を数多く輩出してきたということであろうかと思えますし、その背景といいますのは、今橋議員さんもおっしゃってましたように、やはり名教館を通じて、教育に熱心な地域であった、そういったことから文教のまちとして佐川町が標榜しても、誰も納得もしてきたということだと思えます。

したがって、偉大な先人を数多く輩出した佐川町としては、今後、その偉大な先人に負けないような子供たちを今後育てていく、そうことをもって文教のまちを引き継いでいくことが大事ではないかというふうに思っております。以上でございます。

#### 11 番（今橋壽子君）

やはり、教育長の答弁では納得するところがあるがですけれど、町長の答弁には、ちょっと反論をさせていただきたいと思えます。やはり文教のまちというのは、やはり今まで佐川町の先人が、どこの町村よりも素晴らしい環境づくりをしてきたから、そういう先人が育ち、育んできて、また、その後ろ姿で、次の人が育ってきたのだと思えます。

町長は、これから、佐川のまちづくりをするのにも、やはり形にとらわれて、その図書館よりは、町並みのほうの風致地区の関係で企画をしていた、川田文庫の創始者の気持ちとは違って、形そのものをそこに立てようとしております。

やはりそこに投資するお金があるならば、本当の文教のまちとしたら、そういう意味の、実際、図書館にもいろいろ弊害があります。やはりそういう、こう、中身の問題に対して、思慮深く手を打っていくことのほうが、本当の人間を育てていくものではないかと思えます。

やはり、町長の救われることは、やはり建物に対しては、やはり土木ばたでずっと大事な仕事をしてきたので、やはりそういうもんがもうひとつ、ちょっと私が勘取りが悪いのかもわかりませんが、いつもそこで、かみ合わないところがあるので、文教のまちの再生と言いつう言葉とは違った動きをされようではないかということがありますので、昨日から図書館に対しての思いとか、いろんなものの受け取り方も、やはり私たちの思いとは少しかみ合わないところがあるがです。

それで、今、そういう意味も含めて川井教育長をお迎えして下さったことに対しては、やはり私も、希望を持つ部分もあって、こういう前段で、下手な、理論的にはようお話しはしませんけれど、熱い思いは町長に負けないぐらい持ってるつもりです。

だから、そういうものをもっともっと、住民の本当に求める図書館をつくるにしても、やはり4千何百人の人の思いというのは、そこにあるのではないかと思いますので、これに対して町長の答えは求めません。

ということですが、また次の問題にも移らせていただきたいので、なお、やはり、今、教育長もいろんな苦慮して、職員とも連携を取り、また、各校長先生との連携も取っているのを、私は、現場の校長先生たちともお話をする機会がございましたので、ああすごくありがたいな、という思いで、いつも尊敬の意味で教育長の動きを、いつも感じさせていただいておりますが、その中で、このいじめの現象ができたということは、やはり佐川町に何か足りないものがあるんじゃないか、と。いや、せんだっての9月の議会では、件数は6件と申しましたけど、表面へ出てきているのが6件であって、中でまだまだ潜在しているものがいっぱいあるということを私自身も、体験と遭遇しましたので、真剣に考えているわけです。

それで、例えば、せんだってでも、学校の現場ではやはり気づいていけないところで、父兄が悩み、子供が悩んでいるところは、どこで、この心を受けとめていただけるのかなということ、文化センターの、そこに教育相談室っていうかね、そういうのがあるということ、その御父兄にもそこへ行ってごらんなさいやって、その先生は心理学の勉強をしているので、人の心を受けとめてくれる方だから行ってごらんなさいやっていうことをある人から勧められて、その方に行っていただきました。

そしたら、その人は、完璧ではないけれど、人の気持ちを少し、本当に奥深く理解しようとしてくれた気持ちのほうがありがたかったので、ずっと私なりに頑張ってみますということで、御返事をいただきました。

私は、そのことを聞いて、私自身もどんなすばらしい方かなということ、その先生にお会いに行きました。すると、そこのお部屋が何と、物置みたいなような感じであって「いや、先生、こんなところでいらっしゃるんですか」って言うたら、「あ、そうです、そ

うです。ここは、まだ、人もいらっしゃるので、ちょっと私は部屋をかえていただきたいんですが」って言いましたら、「そしたら、こちらにも一部屋あるので、ここへ行きましょう」いうて連れて行ってくださいました。

そのときに、その場に入ったときに、もう暗い気持ちで行ってるのに、そこがよけ暗い感じで、「いや、こんなところで先生、そんな仕事されてるんですか」って言うたことです。もう、ひとりそんな言葉が出てきました。ほんとに悩んで苦しんで行ってる人が、まず、そこへ入った瞬間から、暗い気持ちが倍増するんじゃないかと思って、「あ、こんなところで子供たちのことを語っても、誰も来ないんじゃないですか」っていうことで、先生のほうから、今の先生方も、若い先生方なんかも、とても、やっぱりまだまだ未熟なところもあるし、先生自身が悩まれていると思いますので、「先生、そういう人に、ぜひ先生の気持ちを受けとめてあげられるような動きはできんのですか」って言うたら、「いや、僕たちは受け身だから、向こうから要望があれば行きますけれど、自分のほうからは行けません」ってというようなお話もされてました。

そういうような一人一人が真剣に考えているんですけれど、やはりそういう一人一人の子供たちのために、何ができるかということ、やっぱり町長、佐川の子供たちに対して、環境づくりをしていくことそのものが、文教のまちとしての再生につながっていくのではないかと思います。

図書館に関しては、そういう意味ではコミュニケーションの場となるすばらしい公民館ができれば、いろんな人が気軽に入って行く中で、本と出会い、人と出会い、そして今、いろんな形で出てきている私たちの想像もできないようないじめ、そういう対策、人づくりのためになるのではないかと思いますので、ここで、私の下手な表現の仕方になっているかもわかりませんが、熱い思いだけはお伝えしまして、町長の御意見を聞かさせていただきます。

町長（榎並谷哲夫君）

先ほど、図書館の話、そして文教のまちの話、連続いたしまして、心がないと、私のやっтерることに。箱物だけを優先するというお言葉でございましたけども。私、この上町の再生、あるいは再現、そうしたことが、私は箱物をつくりたいから、これを、議員の皆さんにもお願いをして予算を通していただいた、そんなつもりは毛頭ご

ざいません。

当然、文教のまちとしてふさわしい、歴史のあるものを大事にしていく、そのことがやっぱり子供たちの教育にも、私は、役立っていくと。先人たちが残したものを引き継いでいこうということ、それはもう、もちろん心は大事ですけども、やっぱりそうした足跡、そういったものもやっぱり残していく必要があるんじゃないかという思いでございます。

先ほど、牧野富太郎生誕 150 年の議論の中で、一つちょっと説明が落ちておりましたけども、実は、牧野富太郎の再現でございます。このことが 24 年度の事業でやらしていただいておりますけども、せんだって、人権フェスティバルのときに、矢崎先生の、ちょっと私、1 時間ぐらいちょっと談笑さしていただいたんです。その最後に、金子みすゞ記念館の館長、9 年だそうでございます。あの山口の長門市ですか、非常に便の悪い、交通の便の悪いところへ建てたけども、9 年経って 160 万来館者があったというそんなお話で、「実は牧野富太郎は私どもの出身です」と言うたら、「記念館はどこにありますか」と聞かれたんです、そのとき。「それは、これからつくります」という話をさしていただいたんですけども。

やはり金子みすゞさんというのは、皆さんも御承知のとおり、若くしてもう亡くなっております。わずか、著作活動は 6 年か 7 年かというに聞いておりますけども。そのなかに、ほんとに世界に通ずる言葉をたくさん残して、私も、詩というには余り造詣ないんですけども、金子みすゞさんの詩の一編を見たときに、ほんと感動するんですけども、そのときに、はっと気づいたのが、やっぱりそういう形を残すことも将来につなげるという一環というに私は思っております、これへ魂が、これへ入れていって初めてつなげると思えます。

そしていじめも、当然そういったことで、これはいろんな形で、今、国を挙げてその防止に努めておるところでございますけども、先ほど申し上げましたように、私は日本人の心があんまり、ものが豊かになったがために、あるいは教育が個人主義に陥ったために、そうした状況が起こりつつあるかなあという思いがしながら、これを大人たちをしてこれから 1 つでも 2 つでも減していこうということで、この佐川町がやっております 29 回やった人権フェスティバルも、その一環だと、私はそういうに思っております、今、先

ほど議論の中で、子供たちが、ほんとに、ほんとの思いを持って、人権に関してあるいは虐待に関して、意見を述べる機会をつくっていただいたと言うんですけども、それは皆さん努力、しております、それぞれの立場で。行政の長としても、やっぱり虐待とか、そういう面にはほんとに痛めておりますけども、これは、もう社会全体で取り組んでいく仕組みが必要じゃないかなあというに思っております。

これは、やはり教育が原点であるということは間違いございません。その中で、環境づくり、先ほど教員住宅の話も出ましたけども、なかなか、今ここで180度方向を変えるというのは、なかなか、かじを切るのは難しいかなあというに、思いがございます。

そうしたことで、できることから、例えば教育長が人事異動のときに、できるだけ佐川在住に近い者をお願いしますというの、これも一つの手かも知れませんが、そういう、ほんとに半歩あるいは0.1歩かも知れませんが、お互いにそういう気持ちを持って進めていくことが必要じゃないかなあというに思います。

きょうあす、なかなか成果が上がるような施策、私もここでは申し上げられませんけども、そんな思いで取り組んでまいりたいと思っております。

そして、その図書館でございまして、昨日、森議員さんの質問に、多少私もやっぱり失礼なことを言ったかも知れませんが、やはりきちっとしたやっぱり内容でもってやっぱり署名を集めていただきたいと、そんな思いがいたしたわけでございまして、その川田文庫から歴史を若干申し上げました。だから、今の町立の図書館というたら、図書館としての建物じゃないことはもう私も承知をいたしております。

そんな中で、町立の図書館を、今まで町営で直でやっておりましたけども、指定管理者制度ができてから、斗賀野の元気村という、いわゆるボランティア団体の皆さんに、ほんとに力を入れていただいて、よくなってきたと。その中で、駐車場も整備した、そして書棚も、あるいはエアコンもやった。その間で、多少閲覧室も狭いということも私も思っておりますけども、今直ちにそれを新しく建てかえるという状況にないということをお願いいたします。必要がないということは決して申し上げてはおりません。

その中で、だんだんと歴史の話がありますけども、青山文庫とい

うのは、これは貴重な、私は非常に、宝が入っておりますけども、それを広く皆さんに見せる場がない、非常に施設も狭い、悪い、そして老朽化して、もういつ雨漏りがするかわからん。上へ上がりますと、ほんとに水がたまったり、ほんとに大変職員が苦勞しておりますけども、そんな状況でございますから、これを1日も早く、やっぱりきちっとしたものになりたいという思いをずーっと持っておりますけども、今こういう財政状況のもとですから、なかなかやっぱり切り出せないというのが状況でございます。昨日、質問の中で、これも含めて、基金なりを設立をさしていただいて、そして広く募金等も考えながら、できるだけ早くいろいろの形で、青山文庫あるいは図書館も含めて、いいものをつくり将来に残していくような道筋は立てていきたい、というふうに昨日も答弁をさしていただきまして、決して、今、今橋議員がおっしゃられたような、図書館はいらんと、今で上等というふうには私は思っておりませんので、ぜひ、そのあたりは誤解のないように。

そしてもう1つ、箱物だけで私は、この行政をやっているつもりはございません。行政というのは、流れがいろいろございまして批判もありますけども、それを引き続いてやらないかん部分もありますし、また、いろいろ今の社会情勢に合わせた行政も生かしていかなければならない。そういうことで、精いっぱい取り組んでおります。

100%やっぱり、そりゃ私のやっていることに気に入ってもらえるつもりはございません。ございませんけども、私なりに、精いっぱい佐川町のために、こうやってお世話になっておりますから、頑張っておるつもりでございます。教育にしましても産業にしましてもできるだけことは、皆さんと力を合わせて、これからも精いっぱい努力をしてまいりますので、御理解を願いたいと思います。以上です

#### 11 番（今橋壽子君）

言葉のやりとりは、なかなかその人の持つ価値観によって受け取り方もいろいろとあると思いますが、やはり私は、文教のまちの礎というか、スタートのなったのは、やはり川田文庫もあって、そこで学ばれた形もあるんで、それは素晴らしい業績の1つだったとは思いますが。

しかし、やはりそこにある内容のものが必要やから、今度、町長

は、客車を入れて、客車を入れるということ、26年度、それも町単独の予算でやるように計画を立ててらっしゃるようですが、あそこを、土地とそれから客車を入れるような計画は、ある程度見積りというのもあるでしょうが、その金額はおいくらですか。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 3 時 13 分

再開 午後 3 時 14 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番（今橋壽子君）

やはり文教のまちと関連しているものと、私の価値観ではそう思いましたので、質問をさしていただき、言葉の駆け引きになりましたけれど、軌道修正をするようにと議長の命ですので、もとにもどします。

それで、やはり町長は、今言われたように、文教のまちで佐川ということで、佐川町の一番、他の市町村に誇れるというのは、何と捉えています。

町長（榎並谷哲夫君）

御答弁申し上げます。先ほど、文教のまちの大きなものは歴史的な偉人を輩出したところが大きな、一番誇れる文教のまちとしての意味合いだということは申し上げました。

11 番（今橋壽子君）

それは、昔のここの名残に対して、それを継承していくことが文教のまちの誇りということですね。そういうふうには捉えてよろしいんですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。一番誇れるものは、文教のまちとして歴史的に多くの偉人を輩出したことが、誇れる一番の、文教のまちとして誇れる内容だということを申し上げております。

11 番（今橋壽子君）

わかりました。たびたびお心を悩まして申しわけございません。やはり、誰も父兄にとりましては、やはり一番大事なものは子供た

ちであり、子供たちのためならば、やはり住居を移してもいいねというようにぐらいの親心もあると思います。だから、文教のまちというのを、中身も含めてこれから、議会と、さっき、午前中に出ましたような皆さんの思いと、また執行部の方々の知恵と力で、また再生に向けて頑張っていたいただきたいことを要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

最後に、男女共同参画について、でございます。男女共同参画を唱えられてもう十数年になりましたが、佐川町では、女性が一步控えた立場にいるせいか、こうした議場にも1名しか登壇が見られませんが、とても残念です。

先人の女性の課長さんも、質問には明確に御答弁もくださったり、今でもかわせみの職員として職員たちに慕われ、職務を手伝ってくださっています。また、今、ただ一人の女性である西森さんの存在も大きく、皆さんも認めるすばらしい方であります。それで、私自身、個人としましても見習っていきたい女性像の一人ではありますが、役が人を育てるとも申されますので、より一層女性の手本見本となられて、せめて女性が3名ぐらいは、この場にも登壇されますことの願いも兼ねての通告に基づいて質問に入らせていただきます。

まず、通告にも提示してありましたが、佐川町の女性の管理職の割合。2つ目、審議会の女性の割合の数字をお示してください。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、職員の管理職に占める女性職員の割合のほうからお答え申し上げます。

まず、全体の職員数のことですが、一般職の職員数、これは一般職の職員数ですが、なお、高北病院は除きますが、総数が123名、うち女性職員が58名、男性職員が65名であります。それで、佐川町職員の管理職に占める女性の割合ですが、平成24年4月1日現在では、課長級、課長補佐級の管理職員28名中女性職員が6名ですので、割合は21.4%です。なお、係長級以上の人数では、総数が46名になりまして、女性職員が12名ですので、26%の割合ということになります。

続きまして、各種審議会の委員についてですが、まず、地方自治法第180条の5に基づきます執行機関、これはいわゆる地方公共団体に置かなければならない委員会のことを指しますが、すなわち教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、そして固定資

産評価審査委員会ですが。これらの委員会の女性委員の割合は、委員総数 29 名中 3 名となります。で、割合が 10.3%ということになります。

そしてまた、地方自治法の 202 条の 3 に基づきます、これは執行機関の付属機関ということになるんですが、その委員、例えば、民生委員推薦会、それから国民健康保険運営協議会、佐川町病院事業運営協議会、学校給食共同調理場運営委員会など、14 機関になりますが、これらの機関の女性委員の割合は、委員総数が 132 名中 20 名ですんで、15.1%の割合となります。以上でございます。

#### 11 番（今橋壽子君）

ただいま数字を報告していただきましたが、私も一応資料は先に取り入れているんですが、この数字の割合というのは、やはりこれで、役場の機構関係で、特に弊害があるとかもったいないとか、そういうようなものを感じる、ございませんでしょうか。

#### 総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、職員のほうからいきますと、大体先ほど申し上げました割合が、34 市町村の中でですね、大体 15 番目ぐらいの割合の数値になるということになるろうと思います。審議会のほうは若干ほかの 34 市町村の中では、ちょっと女性の割合が少ないかなというふうには感じております。

特に、この審議会のほうはですね、これから特に男女共同参画社会に当然なっていくますんで、そういう意味合いを考えますと、やはりもう少しですね、女性の割合はやっぱり増やしていくように、それぞれの担当部署がですね、やっぱり考えていくべきではないかと、いうには思っております。

ただ、いろんな現状において、いろんな不具合があるとかですね、そういう問題は、私としては、今、感じてはおりません。

#### 11 番（今橋壽子君）

私自身、議員の中で、14 名の中の一人で、頑張ってるつもりですが、それでもやはり一人ということは、いろんな意味で、自分の気持ちを女性の立場で、女性の視点で提案しているときに、自分自身が確認したい場合もあるんですけど、なかなか男性には相談することもできなくて、やはり一人で悩むし、後援会の方にも御相談しながら、自分自身を振り返ることはあるんですが、やはり一人ということは、なかなかここに出て来てらっしゃる管理職の方にも、大

変な思いをさしているのではないかなと思うこともございます。

それは別として、やはりこれから男女共同参画も何ですけれど、それがなぜ、今こうしてまた 10 何年前の気持ちをまた、私が質問さしていただくということは、やはり少子高齢化を、いろんな、急激に進んでいるこの今を、どういう形で、力に変えていくかという、やはり女性の秘めた力がまだまだあります。それを引き出し養成していくことによって、力と知恵が、また形が違って出てくると思います。

特に、子供を産む、産まんも、最終的に決断するのは、女性であると思いますし、育てるときの観点も、やはり女性が接する機会が多いので、やはりそういう視点のもとに考えていかなければならないし、今まで、女性ももっと力を出していかないかん、女性みずからも出していかないかんし、また提案もしていかないかんと思います。

だから、いろんな審議会等で、特に、企画の部分から参画していくことが、これから限られた人数で行政をやっていくにしても、やはり変わった視点で、ものが動いていくのではないかと思いますし、やはり女性自身も、その役が人を育てていくということもありますので、そういう意味で、この場にも登壇していただきたいし、審議会では、そういう方向が一番大切だと思いますので、急遽そういう対策も練っていただきたいと思いますが、先ほど総務課長の答弁では、特に今は弊害はないと申しますけれど、やはりこれからの時代を少子高齢化で子供を増やしていくにしても、そういうことは必要だと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答え申し上げます。男女の共同参画につきましては、さまざま御意見をこの場でもいただいております。その都度お答えをさせていただきます。その中で、私が感じる事、2つ、ちょっと感じる事ございました。

1つは、私ども管理職、今、総務課長のほうから6名で数を申し上げました。それで今、支障ないということをお話申し上げましたが、実際、これが複数ないといかんということじゃないわけです。そして今、今橋議員さん、議員さんをやられて一人だということでございます。確かに、御自身の立場から見たら、大変厳しいだろうと思いますけども、このことは、なかなかやっぱり私に感想を求

められましても、これが必要だから何人増やすということにはならんと思います。

それで、今、女性の力、これはもう社会が求めている。これは私どもが、戦前に生まれて、戦時中あるいは戦後の教育を受けたときには、まだ男性優位の時代でおったですけども。今、もう社会全体が、もう平等であると、女性にもやっぱりもっと力を発揮してもらいたいという社会になっております。

だからそういった意味で、私はぜひ、もう女性と言わず、男と言わず、やっぱりこれからの高齢化あるいは少子化の中で、お互いにやっぱり努力、切磋琢磨して努力をしていかなければ、私、社会成り立たないというに思っております。これはもう、この点では、男女の区別は、私はないというに思っております。

ただ、職員でございますけども、御案内のように、大変な職員数、半分近く町の職員もでございます。ほんとに一生懸命頑張っていたいております。そうしたことで、私は、できるだけ女性の方にも頑張っていたいで、管理職になるように、ぜひという思いを持って指導にも当たっております。

ただ、今一人でありますというのは、これはもう人事というのはなかなか時間を経過して、いろいろな制約がありますもので、これが、女性がいかに、今一人じゃないということは、ぜひ、理解をお願いを申し上げたいし、これからも、どんどんと有能な職員については、これは男女問わず、私は役場の中核となって働いていただきたいと、そんな思いで取り組んでまいっております。以上です。

総務課長（岡林護君）

すいません、ちょっと私、先ほど支障がないという形をとらえて、ひょっとして誤解を受けたらいけませんので、私のもう少し説明をさせていただきますと思うんですが。確かに支障はないんですけど、よりベターな方向は、私は、もう従来から思っているのは、町の職員もですね、管理職も、ほんとに半数、半数ぐらい男女がですねあるべきだと思いますし、それから各種委員についても、ほんとに、大体人口的には女性のほうが多いですけど、大体半々ぐらいですね、いう構成が、私はベターだと思っております。

それは当然、男女というのは、性差があるからこそ、それぞれの能力を生かしてですね、やるほうがより社会も前進していきたくらうと思っておりますので、私は、基本的にはそういう考え方を持っております。

けど、ただ現状、必ずしも支障はないんやけど、よりベターな方向はそういうことであるというふうに、私は思ってますので、そういうに理解していただきたいと思います。

11 番（今橋壽子君）

では、そしたら今、ここにいらっしゃる男性の数と女性の数とはとても対比はできないぐらいの対比ですが、こうしてするには、一番基本的に、その年功序列とか何かを基準にしてそういう形を選んでいると思いますが、町長は、どういう形で、人事を配属されていらっしゃるのでしょうか。

と申しますのは、あえてこれを、こういうことを聞くというのは、前の、和田町政のときには、ちょうど橋本知事の、県の知事の時でした。和田町長は、やはりこれから先は女性の視点でというのが大事だから、ということではいろんな審議会でも女性を登用するような形の努力をしていたように思います。しかし、そのときにもやはり、女性自身が、みずから断れたこともあると。女性が断られたこともあるということ、ちょっと家庭も持ちゅうけ無理やろうねえということ、結局それをやっぱり引いた。それで次の町長に聞きますと、やはり女性が受け付けらあにおったら感じがええけ、ほんで、やっぱりそういう立場に女性がおるほうがええやあてというような簡単な答弁でした。

やはり根本的に持ってる、町長みずからトップリーダーとして、この数少ない職員を最高に生かしていかなければならない立場にいらっしゃる町長は、どういう見解なんでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答え申し上げます。先ほど、私は、この件につきましても御答弁を申し上げたつもりでございますけども。私は、今からの社会は、もうこれは仕事の面でも、あらゆる面でも、やっぱり男女の区別があつたらいかんということで、能力次第で、きちっとやっぱり仕事をなすべきであって、むしろ、これから女性の力をほんとに必要とする社会がきておるというに思っております、ぜひ、そういった意味で、いろんな形で女性の皆さんにも、大変、制約があると思いますけども、ぜひ、いろいろの形で、行政なり、あるいはいろんな委員会なりに、佐川町の女性の皆さんは、参画していただきたいなあと、そんな思いで先ほど答弁をさせていただきました。

11 番（今橋壽子君）

それは、人事はいろいろな視点からいろいろ考慮してると思いますが、やはり佐川町には、すばらしい女性の職員もいらっしやいます。と申しますのは、せんだっても、私の知り合いの方が、佐川の役場へかけたら、「いやー、すごいいい対応やったから、佐川にはあんな女性の職員がおるということは、職員そのものもじゃけれど、その周りの雰囲気もいいんでしょね。いやー、私はうらやましかった」っていうようなことを私にも報告がありました。

やはり女性は、一步控えた中でも、すごく秘めた力を持ってらっしゃるので、この行政の陰の主役にもなってらっしゃるとは思いますが、やはり、先ほど言いましたように、役が、女性をもっと輝かせていける環境づくりもしていく必要がありますし、やはり、町長は、私が、いろんな面でお話に行ったとき、女性みずから立ち上がれと。みずから立ち上がらないかんということを、私にも檄を飛ばしていただきます。

そういうときに、やはり本当に慎重な人ほど、また仕事のできる人ほど、その場に立ったら、責任も感じますし、やはりそれだけに一人では大変やということで、みずからは立ち上がれんのではないかと思います。

そういう意味で、よその市町村で元気に輝いている市町村を見たときに、やはり審議会等に女性の参画が多いし、やはり佐川町には、そういった秘めたる女性の職員もいらっしやいますし、私も職員に一人一人に聞いたわけではございませんが、やはりやる気のある人の何人かにちょっと聞いたときに、「あなた、自分からも手を挙げて、ちょっと課長をやるぐらいの気持ちでやってみませんか」っていうても、笑って、もろに答えはいただきませんでした。そういう方たちは、一つ一つの質問をしたときにも明確に答えもしてください。

やはりそういう人材がいらっしゃるので、少ない人数の中で、女性の登用ということは、男性に対しても一つの檄になりますでしょうし、一つの風通しにもなっていくと思しますので、ぜひ、積極的に女性の登用をされるように、人材を生かす意味でも取り組んでいただきたいと思えますし、先ほども申しましたように、子供を産んで、人口を増やしていくのも、またそれに対して力を出し切るのも女性のほうが根気強くって、いろんな面で耐える力もありますし、そういう女性を生かすことが男性の幸せにつながっていくのでは

ないかと思しますので、ぜひ、そういう意味で、女性が審議会に、これは職員だけではありません。やはり町民にも、いっぱい、そういう佐川のまちづくりに、心を使っている方らあもいらっしゃいますので、ぜひ、審議会も、まず女性の登用を考えていただくように要望いたしますが、町長の御答弁をお願いします。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 3 時 36 分

再開 午後 3 時 37 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番（今橋壽子君）

そしたら、時間の関係もありますし、真摯な町長の答弁を、私の気持ちがきちっと受けとめれなかったこともあるかと思いますが、佐川町を思う気持ちは、町長に負けんぐらい思ってますので、よろしくお願いいたします。

最後に、町長にお伺いいたします。せんだって、梶原町へ行ったときに、とても驚きました。南国高知といえど、冬は雪が深く、周囲も山林ばかり、中心都市より、高知市からは遠く離れ、道路状態も改善されたとはいえ、なかなかマイナス条件もあろうと思う中、維新の町、脱藩の町といって、しっかりと古いものを残しながら、近代的な町並みです。庁舎も、地元の木材を十分使われ、新エネルギー対策等もされ、町民にはエコの町として最先端の町だと誇りの持てる庁舎そのものでした。

水力発電も早くから取り組まれ、あっちこちらから町政視察もあるとのこと。職員にとりましても、何かと業務の多い中、大変な接待だと思われそうですが、多忙の中にも我が町の誇りと粋を感じていると思われ。我が佐川町にとりましても、学ぶところは多くあると思います。

先日より 7 名の議員の方々が、いろんな角度から佐川町の将来像に向けて提案や質問がありました。町長も日夜、佐川町の幸せを願って御苦勞もされていることと十分理解した上で質問に当たったと思われ。25 年度予算、長いスタンスのまちづくり、計画

を執行部の皆さんと十分な議論をされ、心を一つにして取り組んでください。他の市町村から多くの方が視察研修に来てくださることも大切ですが、まず、子供たちに希望の持てる大人たちに、今も辛抱しても子供たちのためならという見解で、大人の背中を見せていきたいと思いますので、町長に、今後のまちづくりに対して、頑張っていたきたいと思いますので、その気持ちに対してのお答えはいただきませんか。

議長（永田耕朗君）

通告にないので、もう答弁は控えてください。  
休憩します。

休憩 午後 3 時 40 分

再開 午後 3 時 41 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番（今橋壽子君）

時間いっぱいになりましたので、当然通告に基づいてないので、答弁は御無理と申しましたので、要望いたしまして、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で 11 番今橋壽子君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。5 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 44 分

再開 午後 3 時 49 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願います。

総務文教常任委員長（徳弘初男君）

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）  
と決定しましたので、御報告します。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号6、佐川町上町地区周辺における陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業厚生常任委員長の報告を願います。

産業厚生常任委員長（松本正人君）

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読）

以上、御報告申し上げます。

議長（永田耕朗君）

受理番号4号、「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について、委員長の報告とおりに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号4号、「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議についての陳情は、不採択とすることに決定しました。

受理番号8号、アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書の提出に関する陳情について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について、委員長の報告とおりに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号8号、アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書の提出に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

受理番号9号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成全員。

したがって、受理番号9号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、12日の午後1時30分とします。

本日は、これで散会します。

散会　午後3時57分

